

The Journal of Japanese Association of Occupational Therapists (JJAOT)

日本作業療法士協会誌

2014

2

【論説】

子どもを取り巻く環境の変化
法・制度の改正に伴う作業療法士の介入

【協会活動資料】

平成 23 年度求人状況調査報告

災害支援ボランティアに関するアンケート調査(5)

●資料

厚生省医務局医事課 編

『理学療法士及び作業療法士法の解説』(4)

協会の「作業療法の定義」改定に向けて(意見募集)



一般社団法人

日本作業療法士協会

みんなで成功させよう第 16 回 WFOT 大会 2014

日本の作業療法士のおもてなしの心を形で示そう
寄付は 8 月号、12 月号封入の振込用紙か下記口座に！！



ラーメン 1 杯とコーヒー 1 杯で国際交流・国際貢献

寄付口座：「郵便振替口座」口座番号 (00110-1-585996)
加入者名 (第 16 回 WFOT 世界大会組織委員会)

◆ 寄付は本誌 8 月号もしくは 12 月号に封入の振込用紙で

◆ 参加登録はお早めに

* 日本の作業療法士の「おもてなしの心」を寄付という形で表しましょう。

ウェルカム・パーティーやコンGRESS・ディナー、開発途上国の参加支援のための寄付をよろしく
お願いします。

(実行委員長 山根 寛)

contents

目次 ● 2014. 2/15 NO.23

日本作業療法士協会誌

平成 26 年 2 月 15 日発行 第 23 号

【協会活動資料】

- 平成 23 年度求人状況調査報告 8
- 災害支援ボランティアに関するアンケート調査 (5) 13

【資料】

厚生省医務局医事課 編

- 『理学療法士及び作業療法士法の解説』(4) 20

【論説】

- 子どもを取り巻く環境の変化 法・制度の改正に伴う作業療法士の介入 三澤 一登・2

【会議録】

- 平成 25 年度第 9 回理事会抄録 4

【各部・室・事務局活動報告】

- 5

協会の「作業療法の定義」改定に向けて（意見募集） 6

（お知らせ）平成 26 年度入会者から入会手続き方法が変わります 7

第 19 回 3 学会合同呼吸療法認定士認定講習会及び認定試験のお知らせ 40

【医療・保健・福祉情報】

- 地域包括ケアに関連した作業療法士の活動に関する調査 34

【作業療法の実践】地域移行支援への取り組み²²⁾

- 『働く』を支援する地域の作業療法 峰野 和仁・35

【窓】女性会員のためのページ¹⁹⁾

- 「役割間葛藤」の捉え方で気持ちにちょっと余裕を 篠原 裕子・36

「復職への不安軽減研修会」を実施 37

【第 16 回 WFOT 大会だより】

- 大会準備、ラストスパート！ 38

- プレコンGRESワークショップ参加登録受付中 39

【役員の横顔】 44

協会主催研修会案内 2013 年度版 42

求人広告 45

【都道府県作業療法士会連絡協議会報告】 43

求人広告お申込および出稿方法の変更 47

【日本作業療法士連盟だより】 43

編集後記 48

子どもを取り巻く環境の変化 法・制度の改正に伴う作業療法士の介入

常務理事 三澤 一登

はじめに

2025 年「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、現在の保健・医療・教育・福祉・労働の各領域では少子・高齢化に関連しさまざまな制度の見直しと再編が行われており、子どもに関わる法・制度も同様に改正が進められている。作業療法士は将来に向け、今何を拠え何を準備しなければならないのか、十分な議論と具体的な計画を立案し行動する時である。地域生活移行支援及び地域生活定着支援が進む中で、障害の種別や程度に関わらず住み慣れた地域で一貫した支援を継続的に提供できる環境整備が必要である。その中で、医療専門職としての作業療法士はすべての障害と領域へ介入できる手段を有しており、地域包括支援センター内で担う役割も重要である。また、それぞれの領域の作業療法士との情報共有と連携を強化し、実践に基づく新たな仕組みを提言していく必要もあろう。当然ではあるが利用者に選択される治療や技術を提供することが求められている。課題は次世代に向けた作業療法士の育成といえる。子どもに関わることも特別なことではなく身近なこととして受けとめ、身近な地域で一人ひとりの作業療法士が作業療法の本質に基づいた、今の自分にできる介入方法を見つけそれを具体化する時である。医療の分野で働く作業療法士が多くいる中で、地域に出向くためには職場の理解と調整が必要である。その調整は簡単ではないが、思いを実現するには一歩を踏み出す勇気が必要である。

子どもを取り巻く環境

子どもに関わる制度の主な見直し・再編として、保健領域では対象となる子どもとその母親に対して早期発見や介入ができるよう、子ども・子育て支援の新たな制度が示されている（本誌第 21 号に関連記事掲載）。母子保健においては、当事者に対する支援だけでなく家族支援や地域における支援体制も重要で、ライフステージに沿った相談支援事業体制の充実が求められている。医療領域では、救命救急や医療体制整備が進み、特に周産期医療の充実に伴い障害の重度化・重複化がみられる。また在宅医療が進められている中では訪問系のサービスの質と量の充実は欠かせない内容である。教育領域では、

就学先の決定に際し教育委員会の判断ではなく保護者や専門職の意見も取り入れられる制度に変更されている。福祉領域では、児童福祉法（18 歳未満対象）と障害者総合支援法（18 歳以上対象）によって、障害の種別に応じた施設の特性を担保した上での新たな体制の整備と再編が迫られている（本誌第 13 号に関連記事掲載）。労働領域では、障害者の雇用の促進等に関する法律と障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等の施行に伴い、障害者雇用に関わることは当事者だけでなく雇用主にとっても専門的な支援が必要である。福祉就労においては生きがいや働くことの意味、一般就労においては職業選択や適性判断、復職と再就職等作業療法士が介入できる内容は多々ある。子どもに関わる支援は将来を見据えながら経過を観察するという、まさに一貫した支援が継続的に提供できる環境が重要である（図 1 参照）。

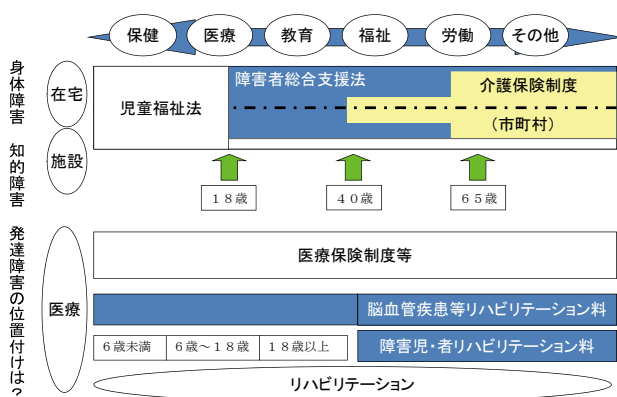


図1 子どもに関わる各種法・制度

特別支援教育からインクルーシブ教育

平成 19 年 4 月 1 日に文部科学省より「特別支援教育の推進について（通知）」が示され、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において学内体制の整備が行われた。特別支援教育制度が 5 年経過したところで、今度は「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が示されている。背景には障害者の権

利に関わる制度改正を受けて教育現場においても同様に共生社会の構築のための対応が求められているという状況がある。このような中で、「インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊厳等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害がない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供される等が必要とされている。」＜文部科学省 HP 参照＞

障害のある子どもたちが教育を受けられるために重要なキーワードは「合理的配慮」と「基礎となる環境整備」である。この考え方と対応は教育領域に留まらず労働領域においても同様に具体的な内容が検討されている（本誌第 19 号に関連記事掲載）。医療専門職である作業療法士としては、興味と関心を持って積極的にこの領域へ介入していくことが期待されている。今後、さらに成功や失敗事例をとおしてより多くの会員と情報を共有する必要がある。

教育領域における協会としての取り組み

平成 15 年文部科学省は「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」を提示し、これを受けて学校教育法等の一部改正が行われた。当協会は日本発達障害ネットワークの所属団体としてこれと連携し、文部科学省や厚生労働省等の関係省庁に対し、作業療法士の活用を求める要望書を提出してきた（図 2 参照）。

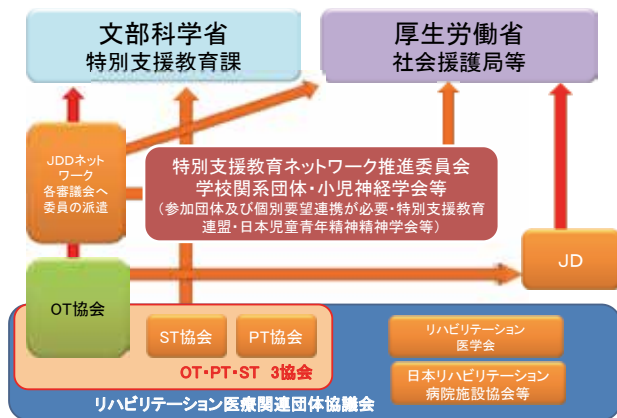


図2 障害保健福祉（障害児・者）リハと教育領域に関する要望の主なルート

当然この背景には、発達障害者支援法の施行が大きく関与し、身体障害、知的障害、精神障害に加え発達障害も支援対象となる。また、平成 24 年 12 月に「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援

を必要とする児童生徒に関する調査結果について」が公表される。平成 14 年に実施された調査報告と比較すると、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合が 6.3%で、今回の調査では 6.5%という報告である。

また、本調査の協力者会議より、さらに「専門家チーム」や「巡回相談の実施」を強化すると同時に、医療・教育・福祉等の関係機関との連携が求められたのを受け、特別支援教育に関わる全国の特別支援教育連絡協議会への委員派遣や専門家チーム、巡回相談員としての実績を取りまとめ、三協会の会長が文部科学省を訪問し、教育現場における専門職の積極的な活用を要望した。文部科学省の平成 25 年度予算において、特別支援学校機能強化モデル事業の一環として特別支援学校のセンター的機能充実事業が実施される。この事業の目的は、「特別支援学校において外部人材（作業療法士、言語聴覚士、理学療法士、心理学の専門家等）の配置・活用や専門性向上のための研修会等を実施し、特別支援学校の専門性の向上を図るとともに、地域内の小・中学校等に対するセンター的機能を充実させる」ことである（本誌第 12 号に関連記事掲載）。このモデル事業が具体的に特別支援学校に専門職を配置する実際の事業として確立されれば、教育現場への作業療法士の介入が実現するきっかけになる。当協会は都道府県士会と連携し各地域で積極的にこの事業に参画できるようサポート体制を早急に構築する必要がある。そのためには情報の共有と課題の分析、人材育成に向け積極的に取り組むことである。各都道府県政令指定都市の教育委員会から依頼があった場合は、是非引き受けていただき協会事務局まで情報提供をお願いしたい。

おわりに

子どもに関わる法・制度の改正については、文部科学省と厚生労働省の省庁連携の下、当事者からの意見も取り入れながら進められている。日本発達障害ネットワークは、当事者団体、学術団体、職能団体が参画して情報を共有し、発達障害者支援法の制定やこれからの発達障害児・者に関わる制度の設計に重要な役割を担っている。当協会としても誰のための支援なのかを把握し、作業療法士を生かしていただく制度や仕組みを求めていくことも重要である。日本発達障害ネットワーク及び各関連団体とも連携しながら時代の変化に対応していく必要がある。地域における子どもへの関わりは、一生ににおいて一貫した継続的な支援を保障し、安心で安全に暮らせる場所を専門職としての立場とともに構築することである。

この領域に多くの会員の興味と関心が寄せられることを期待する。

平成 25 年度 第9回 理事会抄録

日 時：平成 26 年 1 月 18 日（土）

理事勉強会 13:00 ～ 14:05 理事会 14:15 ～ 16:38

場 所：一般社団法人日本作業療法士協会事務所 10 階会議室

出 席：中村（会長）、山根（副会長）、荻原、香山、陣内、三澤、山本（常務理事）、宇田、大庭、小川、荊山、高島、谷（理事）、古川、長尾、早川（監事）

傍 聴：富岡（WFOT 代表）、岡本（財務担当）、岩佐（連絡協議会会長）

* 理事会に先立ち勉強会「社会保障に係る各種法制度や施策に対する検討と意思表明」（制度対策部）及び日本作業療法士連盟の現状報告が行われた。

I 審議事項

1. 平成 26 年度第 3 次予算案について（香山理事）

確定できない事項があるため、2 月に最終案を提出する。

→ 継続審議

2. 平成 25 年度事業報告案及び平成 26 年度事業計画案について（香山理事）

資料を確認の上、修正があれば連絡していただき、2 月の理事会で最終確認を行う。

→ 継続審議

3. 規約の整備（荻原事務局長）

1) 表彰審査会規程案及び表彰規程の一部改正案について：表彰審査会の構成、及び決定方法等について規程をまとめた。審議の結果、一部文言の修正を行う。審査会設置に伴い表彰規程の一部改正を行う。

→ 承認

2) 役員常勤化に向けた条件の整備について：審議スケジュール、意見公募日程及び内容を審議した。最終案は 3 月の理事会で確認する。

→ 継続審議

3) 副会長の定数の変更について（中村会長）：会長の補佐機能の強化のため副会長の定数を 3 名とする。社員総会に定款変更議案として上程する。

→ 承認

4. 公益認定の是非について（荻原事務局長）

当分の間、一般社団法人として事業を継続する案が提出され、士会との関係、会員への説明等について意見が出された。2 月理事会で審議を継続する。

→ 継続審議

5. WFOT 大会における被災 3 県士会用出展ブースの借り上げについて（中村会長）

協会が 2 小間を借り上げ、被災 3 県士会用出展ブースとする。

→ 承認

6. 会員の入退会について（荻原事務局長）

会費未納による会員資格喪失後の再入会希望者 2 名。未納会費は精算済み。死亡による退会 1 名。賛助会員 C 会員としての入会希望 2 社。

→ 承認

II 報告事項

1. 11 月までの予算執行状況について（辻・本郷税理士法人市川氏）

全体的な執行状況として特に問題はないが、各委員会の

勘定科目ごとに見ると、執行率が超過ぎみのもの、不足しているものが見受けられるので、全体の調整を図る必要がある。

2. 第 19 回 3 学会合同呼吸療法認定士認定講習会及び認定試験の実施について（山本制度対策部長）

第 19 回の講習会、認定試験から作業療法士が受講及び受験資格を得た。

3. チーム医療推進協議会への要望「作業療法士の名称の使用等」について（山本制度対策部長）

作業療法士の名称の使用についてチーム医療推進協議会へ要望した。チーム医療推進協議会より厚労省医事課へ要望書が提出された。

4. 三協会協議会訪問リハビリテーション振興委員会の予算計画について（谷理事）

平成 26 年度の三協会協議会訪問リハビリテーション振興委員会の予算計画がまとまった。

5. 訪問リハビリテーション振興財団の 10 月、11 月の月次報告について（谷理事）

福島県の「浜通り」と岩手県の「ゆずる」の 10 月、11 月の月次決算サマリーが報告された。

6. Web 版会員システム用のパスワードの発行について（荻原事務局長）

既存会員でシステムへのアクセスを希望しない方に利用価値が高いこと、セキュリティの確保等の説明を行った結果、回答者の 84%の方が希望した。希望しない方についてはその意思を尊重する。

7. 平成 26 年度定時社員総会の開催について（荻原事務局長）

5 月 31 日（土）笹川記念会館国際会議場において開催する。総会前に表彰式典及び国土強靱化担当大臣・内閣府特命担当大臣の古屋氏が基調講演を行う。

8. 作業療法士国家試験出題基準案について（中村会長）

国家試験出題基準作成委員会の案ができた。意見のとりまとめは教育部で行う。

9. 国家強靱化プロジェクト「レジリエンス・ジャパン」について（中村会長）

災害に強い国づくりに向けた政策を話し合う有識者懇談会が設置され、災害支援や生活行為向上マネジメント等において作業療法士の役割が、強靱化と意を同じくすることから、担当の古屋大臣に社員総会で基調講演を行っていただくこととなった。

10. WFOT 大会準備作業についての経過報告（山根 WFOT 大会実行委員長）

スポンサーシップが予定の 6 割程度となっている。各理事はご自身の担当のところに早急に連絡をして、無理な場合はリンケージに連絡していただきたい。4 月から参加費が上がるので、参加登録を早めにしていただきたい。

11. その他 香山理事：1 月 11 日・12 日に岩泉町を訪問し、聞き取り調査を行った。後日、紙面で報告を行う。

各部・室・事務局活動報告

学術部

事務局と研究倫理審査委員会の設置について打合せを実施。【学術委員会】Web 版会員用掲示板にて平成 26 年 3 月 31 日まで、協会の「作業療法の定義」改定について会員の意見を募集中。平成 26 年度課題研究助成課題（1 題）を決定。戦略的な研究成果を得るためのプロジェクト研究の進め方を検討する。作業療法ガイドライン実践指針（2013 年度版）の発行準備。【学術誌編集委員会】WFOT 大会の基調講演・シンポジウムの講演者（国内 3 名、海外 5 名）に学術誌『作業療法』への寄稿を依頼する。【学会運営委員会】第 49 回学会（兵庫）と打合せを実施。演題審査マニュアルとガイドライン（案）を作成。

教育部

【養成教育委員会】国家試験出題基準改定案の検討。教育ガイドライン等の詳細検討。【生涯教育委員会】認定および専門作業療法士の徽章、ホルダーの作製。Web 研修申込システムの打合せ。現職者共通研修 VOD コンテンツ再収録準備。資格取得試験および資格再認定試験運用準備。【研修運営委員会】平成 26 年度研修詳細の検討と生涯教育講座案内の作成。平成 27 年度作業療法全国研修会開催士会調整。【教育関連審査委員会】リハ教育評価機構による実地調査結果に基づく WFOT 学校教育水準審査準備。専門作業療法士資格認定審査（試験）および認定作業療法士資格再認定審査（試験）準備。

制度対策部

平成 25 年 12 月 24 日、厚生労働省医政局長・医事課長宛に「作業療法士の名称の使用等に係る周知について」の要望書を提出。「①作業療法士が、介護予防・地域支援事業・災害支援事業等において身体又は精神に障害のない者及び障害をもつおそれがある者に対する生活機能向上支援・環境調整の指導等、診療の補助に該当しない範囲の地域保健・福祉事業に関する業務を行うことがある。このような業務も作業療法に含まれることから、作業療法士という名称を使用することは何ら問題がないこと。②また、このような診療の補助に該当しない範囲の地域保健・福祉事業に関する業務を行う時は、医師の指示は不要であること。」を同省発出の通知文書にて周知していただけるよう説明を行い、今後はチーム医療推進協議会等からも同要望書を提出していくための渉外活動を強化する。

広報部

【広報委員会】認知症 DVD 制作、解説ナレーションの台本が完成、録音日の調整。平成 25 年度中に完成、来年度プレス、配布、販売予定。一般用パンフレットの翻訳

作業、3 月末に完成予定。地方組織連携チーム、士会の広報活動に関する情報を収集するとともに協会広報部の活動を定期的に報告。【公開講座企画委員会】作業療法フォーラム 2013（大阪会場）開催。【機関誌編集委員会】2 月号発行。3 月号発行に向けて編集作業、4 月号以降の企画を検討、取材等を行う。

国際部

【国際委員会】平成 25 年度実施事業の総括、平成 26 年度事業計画および予算を第二次作業療法 5 ヶ年戦略に基づいて作成。WFOT 大会の参加および宿泊に関して海外からの問い合わせが多くなり、部員のネットワーク連携および（株）コンベンションリンケージを通して回答。さらに海外の人たちに日本の作業療法を知っていただくために協会パンフレットの英訳作業を進めている。

災害対策室

災害支援ボランティア活動マニュアル、災害支援ボランティア活動受け入れマニュアル、大規模災害時支援活動基本指針を理事会へ上程。東日本大震災における災害支援活動報告集の作成。

事務局

【財務】平成 26 年度第四次予算案の理事会上程。【庶務】平成 25 年度会費納入管理。平成 26 年度会費請求の発送。新規入会者会員登録業務。養成校への次年度入会申込書送付。平成 26 年度休会申請書類の取りまとめ。事務局被災時の対策検討。役員常勤化に向けた条件及び環境の整備。事務局職員の募集。平成 26 年度定時社員総会議案書作成の準備。【規約】表彰審査会規程案と表彰規程一部修正案の理事会上程。研究倫理審査委員会整備のための準備作業。役員常勤化に向けた条件整備について検討。副会長の定数変更について検討。【統計情報】変更届 WEB 入力システムの準備。会員非有効データ対象者へのアンケート調査実施。【福利厚生】平成 23 年度求人状況調査報告、復職への不安軽減研修会報告の機関誌掲載。【表彰】特別表彰候補者の一次書類審査。【倫理】倫理問題事案の収集と対応。【総会議運】平成 26 年度社員総会の準備。社員に向けた案内の発送。出欠確認。【国内関係団体連絡調整】日本作業療法士連盟、厚労省 PT・OT 国家試験出題基準改定部会、大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会、リハビリテーション医療関連団体協議会、リハビリテーション三協会協議会、チーム医療推進協議会への対応。訪問リハビリテーション振興財団、リハビリテーション教育評価機構等との連携・連絡調整・作業協力など。協会・士会連絡調整会議の開催。

協会の「作業療法の定義」改定に向けて (意見募集)

学術部 学術委員会

日本作業療法士協会は1966年に設立され、2013年11月現在までに会員数は47,000人に増した。この間に、作業療法の対象者や社会から求められる役割は多様化し続け、医療、保健、福祉、教育、就労、行政など、作業療法士の活動が求められる場は広範囲に広がってきている。また、このような状況にともなって作業療法の専門性や役割の捉え方については作業療法の対象者や他職種、または作業療法士自身にとっても多様化しつつある。

世界作業療法士連盟(WFOT)や主要国の作業療法士協会では、社会保障制度や国民のニーズの変化に対応するため作業療法の定義を度々改定しているが、日本作業療法士協会では1985年に「作業療法の定義」を作成して以降、一度も改定は行っていない。しかし、現在わが国では少子高齢化を背景とする保健医療福祉の制度改革が進められており、作業療法士は、これまで以上に活躍の場を地域に広げ、国民の生活を支援する役割が期待されている。

このような時代の要請を考慮し、日本作業療法士協会では医療、保健、福祉、教育、就労、行政などのさまざまな場で一貫性のある作業療法を実践・提供し、さまざまな対象者に作業療法(士)の広範囲に渡る職能をわかりやすく説明できるよう、「作業療法の定義」の改定に向けた検討を開始した。改定に向けた行動計画は第二次作業療法5ヵ年戦略(2013-2017年)にも位置づけられており、おおむね以下の手順で進めていく(2013年9月21日理事会承認)。

2013年度：1) 各国の作業療法定義の傾向分析

2) 会員からの意見募集

3) 作業療法定義改定委員会の設置

2014年度：作業療法定義改定委員会による原案作成

2015年度：理事会および定時社員総会での審議

そこで今回、今日の作業療法を定義するのにふさわしい文言を整理し、草案を作成するために会員諸氏の意見を募ることとなった。協会ホームページWEB版会員用掲示板に会員意見募集の要領を掲載してあるので、それに従って意見を下記アドレスまでご送付いただきたい。なお、意見募集の対象は正会員に限るものとする。

送信先：guideline@jaot.or.jp

締切り：平成26年3月31日(月)

お知らせ

平成 26 年度入会者から入会手続き方法が変わります

平成 26 年度から入会手続きが下記の通り一部変更となります。皆様の周囲に新規入会希望者がいましたら入会手続きについてご案内くださるようお願い致します。

平成 26 年度入会申込書をご希望の場合は、協会事務局までお問い合わせください。また、協会ホームページへの掲載は 3 月を予定しております。

なお、入会希望者で以前協会に入会していた場合は、協会事務局までお問い合わせください。

【変更点】

- ① これまでは入会申込書に免許番号（作業療法士名簿登録番号）を記載していただくのみでしたが、今回からは入会申込書と同時に「作業療法士免許証」のコピーもしくは「登録済証明書」ハガキのコピーを提出していただくことが必要になりました。
- ② これまでは「入会申込書の送付」と「入会金・年会費の納入」は順不同でしたが、今回からは入会申込書と免許証等コピーの提出が確認された方にのみ入金用の振込用紙を送付することになりました。

<入会手続きの流れ>

記入例を参考に、「入会申込書」に必要事項を漏れなく記入し、捺印欄へ捺印する。

「作業療法士免許証」または「登録済証明証」ハガキをコピーする。

「入会申込書」に記入忘れがないことを確認し、「作業療法士免許証」または「登録済証明書」ハガキのコピーと共に日本作業療法士協会事務局宛に郵送する。

日本作業療法士協会から入会金・年会費の郵便局用振込用紙が送付される。

入会金・年会費 15,000 円を郵便局から振込を行う。

協会での登録手続き完了後、会員証などが送付される。

入会手続き完了！

平成 23 年度求人状況調査報告

事務局 福利厚生委員会

はじめに

福利厚生委員会では、作業療法士に関する需要を調査した。その目的は、作業療法士の需要と供給、求人の地域差などを把握し、作業療法士養成施策や作業療法士の業務領域の変化に対応した卒前卒後教育を考える際の基礎的な資料とするためである。

調査方法

全国の作業療法士養成校を対象に、求人施設、求人数、それぞれの求人施設の設置母体（表 1）と領域（表 2）について郵送にて調査を依頼するという方法で実施した。（調査期間は平成 24 年 6 月 20 日から平成 25 年 9 月 30 日）表 1、表 2 は調査当時の日本作業療法士協会の開設者分類・領域コードに則って作成した。なお、その後の法改正に伴い身体障害者福祉法・精神保健福祉法、および児童福祉法・知的障害者福祉法に規定されていた施設については、現在大幅に施設分類が変更されている（本誌第 15 号掲載）ためご了承ください。

また、本調査はある 1 か所の養成校から得られた求人情報が、その都道府県の求人情報であるという前提で行われた。ただし養成校がない和歌山県は、大阪河崎リハビリテーション大学に情報の提供を依頼した。

求人情報の処理方法

各養成校から得られた求人情報について、次に示すように処理した。

- ①複数の領域分野コードが記入されている場合、記入されている施設分類コードの数で求人数を除いた値を、それぞれの施設分類コードの求人数とする。ただし、除いた値は 0.5 名単位とする。
- ②求人数欄の「若干名」、「数名」、「数人」、「不明」、「空欄」は 1 名とする。
- ③求人数欄の「1～2 名」は 1.5 名、「1～3 名」は 2 名、「2～3 名」は 2.5 名とする。

全国の求人数と都道府県の求人数

平成 23 年度の全国における求人数および都道府県別の求人数を、表 3 と図 1 に示した。

全国の作業療法士の求人は、求人施設数が 2,497 施設、求人数が 5,807.5 人であった。

表 1 設置母体の種類

国	厚生労働省 文部科学省 労働福祉事業団 独立行政法人 国立大学法人 その他
公的機関	都道府県 市区町村 日本赤十字 済生会 北海道社会事業協会 厚生連 国民健康保険団体連合会
社会保険関係団体	全国社会保険協会連合会 厚生団 船員保険会 健康保険組合及び連合会 共済組合及び連合会 国民健康保険組合
公益法人 医療法人 学校法人 会社 NPO 法人 その他の法人 個人 その他 不明	

表 2 領域の種類（旧法分類による）

医療系	病院 診療所 老人性認知症疾患センター 未分類
福祉系	身体障害者福祉法関連施設 児童福祉法関連施設 精神保健福祉法関連施設 知的障害者福祉法関連施設 老人福祉法関連施設 高齢者医療確保法（旧 老人保健法）関連施設 介護保険法関連施設 障害者自立支援法関連施設 未分類
特別支援学校 養成校 保健所等 その他（職業センター、リハ関連企業、訪問看護ステーションなど） 不明	

表 3 作業療法士の求人施設数及び求人数

都道府県	人口 (12/10 現在)	OT 協会会員数 (13/3 現在)		求人施設数		求人数		国家試験合格者数 (H23 年度)	
	(× 10 万人)	人	人口比	施設数	人口比	人	人口比	人	求人倍率
北海道	54.6	2,418	44.3	100	1.8	165.5	3.0	244	0.68
青 森	13.5	617	45.7	24	1.8	53.5	4.0	49	1.09
岩 手	13.0	565	43.4	33	2.5	54.5	4.2	30	1.82
宮 城	23.3	836	36.0	58	2.5	95	4.1	153	0.62
秋 田	10.6	456	42.9	18	1.7	28	2.6	18	1.56
山 形	11.5	635	55.1	45	3.9	93	8.1	56	1.66
福 島	19.6	751	38.3	57	2.9	124	6.3	28	4.43
茨 城	29.4	928	31.5	62	2.1	231	7.8	64	3.61
栃 木	19.9	642	32.2	50	2.5	103.5	5.2	108	0.96
群 馬	19.9	739	37.1	30	1.5	30	1.5	81	0.37
埼 玉	72.1	1,492	20.7	127	1.8	613	8.5	128	4.79
千 葉	62.0	1,386	22.4	98	1.6	247	4.0	169	1.46
東 京	132.3	2,702	20.4	178	1.3	480	3.6	473	1.01
神奈川	90.7	2,033	22.4	101	1.1	167.5	1.8	168	1.00
新 潟	23.5	880	37.5	37	1.6	56	2.4	80	0.70
富 山	10.8	482	44.5	49	4.5	72	6.7	12	6.00
石 川	11.6	645	55.5	31	2.7	31	2.7	36	0.86
福 井	8.0	403	50.4	33	4.1	59	7.4	26	2.27
山 梨	8.5	535	62.8	19	2.2	39	4.6	70	0.56
長 野	21.3	1,172	55.0	30	1.4	78	3.7	46	1.70
岐 阜	20.6	534	25.9	52	2.5	76	3.7	40	1.90
静 岡	37.4	1,355	36.3	93	2.5	187.5	5.0	93	2.02
愛 知	74.3	1,903	25.6	113	1.5	237	3.2	255	0.93
三 重	18.4	532	28.9	35	1.9	59	3.2	9	6.55
滋 賀	14.2	396	28.0	63	4.5	160.5	11.3	5	32.10
京 都	26.3	841	32.0	16	0.6	63	2.4	47	1.34
大 阪	88.6	2,395	27.0	67	0.8	271	3.1	317	0.85
兵 庫	55.7	1,867	33.5	13	0.2	55	1.0	196	0.28
奈 良	13.9	448	32.2	41	2.9	88.5	6.4	21	4.21
和歌山	9.9	371	37.6	34	3.4	72	7.3	0	-
鳥 取	5.8	413	71.0	38	6.5	54	9.3	30	1.80
島 根	7.1	397	56.2	27	3.8	38	5.4	58	0.66
岡 山	19.4	1,061	54.8	49	2.5	115	5.9	150	0.77
広 島	28.5	1,220	42.8	49	1.7	111	3.9	114	0.97
山 口	14.3	919	64.2	57	4.0	118	8.2	52	2.27
徳 島	7.8	491	63.3	44	5.7	88	11.3	49	1.80
香 川	9.9	513	51.9	37	3.7	79	8.0	48	1.65
愛 媛	14.2	867	61.3	48	3.4	81	5.7	47	1.72
高 知	7.5	603	80.2	44	5.9	94	12.5	55	1.71
福 岡	50.9	2,874	56.5	139	2.7	357	7.0	396	0.90
佐 賀	8.4	494	58.6	35	4.2	61	7.2	52	1.17
長 崎	14.1	815	57.9	30	2.1	72	5.1	71	1.01
熊 本	18.1	1,085	60.0	73	4.0	136.5	7.6	126	1.08
大 分	11.9	723	61.0	68	5.7	99	8.4	58	1.71
宮 崎	11.3	514	45.6	31	2.8	70	6.2	110	0.64
鹿児島	16.9	1,108	65.6	41	2.4	81	4.8	105	0.77
沖 縄	14.1	700	49.7	43	3.1	63	4.5	94	0.67
海 外		29							
非有効データ		307							
合計	1,275	46,092	36.1	2,497	2.0	5,807.5	3.9	4,637	1.25

* 人口は総務省統計局「平成 24 年 10 月 1 日現在人口」による

* OT 協会会員数は事務局統計情報委員会「2012 年度日本作業療法士協会会員統計資料」（日本作業療法士協会誌 第 18 号）による

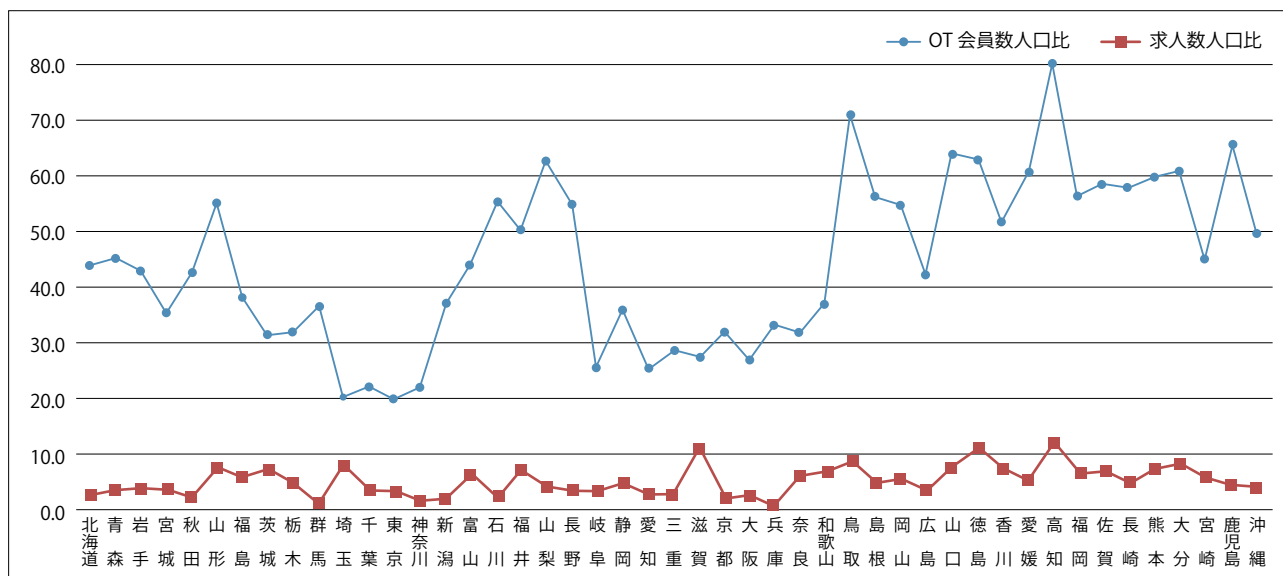


図1 人口比で見た作業療法士の現在数と求人数

人口10万人に対する求人比率は各都道府県で違いがあった。全体として見ると、協会会員数の比率が低い地域でその比率も低い傾向が見られたが一概には言い切れない状況である。

求人施設の設置母体

平成23年度の求人施設の設置母体を、表4と図2に示した。

医療法人の全体に占める割合が67.7%となっており、それ以外の設置母体の比率と比較しても圧倒的に高い。

また、各設置母体の協会会員数の比率が高いのも医療法人である。

求人施設の領域

平成23年度の求人施設の領域について、表5と図3に示した。

この中で医療系領域の比率が82.8%と最も高く、その中に含まれる病院の求人数が4601.3人で、求人数全体の約8割を占めている。

また、図3で領域別の協会会員数の比率に対しての求人比率を見てみると、医療系が最も高く、続いて福祉系が高くなっている。

求人数、国家試験合格者数

求人数、国家試験合格者数を表3に示し、平成14年

度と平成23年度の求人倍率を表6に示した。

地域差はあるものの、全国的にみると求人倍率は1.25倍であり、平成14年度の1.19倍から増加傾向にある。また、求人倍率はあくまで本調査によって把握できた養成校に到着している求人票から算出したものであり、ハローワークのみに掲示してあるもの等は含まれておらず、実際の数字は更に高いものと推察される。

おわりに

本調査は、作業療法養成校に到着した求人票のみを用いて行ったものであり、ハローワークなどに掲示するものは含まれていない。よって実際の求人数はさらに多いと推測される。

最後に、お忙しいなか、今回の調査に時間を割いてご協力いただいた各都道府県の養成校の皆様へ深く感謝申し上げます。

福利厚生委員会

委員長 長谷川利夫

委員	岩根達郎	上野涼子	川名裕子
	佐藤美樹	宅間 努	田中 忍
	原田祐輔	樋口賢太	平山郁子
	藤本篤史	村山 央	山本加奈子

表 4 設置母体別の作業療法士協会会員数と求人数

大分類	施設の設置母体分類 中分類	協会会員		平成 23 年度求人	
		就労人数	比率	求人数	比率
国	厚生労働省	114		6	
	文部科学省	34		13	
	労働福祉事業団	141		14	
	独立行政法人	541		77	
	国立大学法人	268		19	
	その他	103		0	
	合計	1,201	2.6	129	2.2
公的機関	都道府県	1,185		56.5	
	市区町村	2,051		151	
	日本赤十字	344		42	
	済生会	442		53	
	北海道社会事業協会	27		2	
	厚生連	637		64	
	国民健康保険団体連合会	18		4	
	合計	4,704	10.2	372.5	6.4
社会保険関係団体	全国社会保険協会連合会	192		11	
	厚生団	107		10.5	
	船員保険会	6		0	
	健康保険組合及び連合会	70		12	
	共済組合及び連合会	206		11	
	国民健康保険組合	18		1	
	合計	599	1.3	45.5	0.8
公益法人		1,868	4.1	256	4.4
医療法人		24,692	53.6	3,933.8	67.7
学校法人		1,451	3.1	51	0.8
会社		1,041	2.3	207	3.6
NPO 法人		170	0.4	4	0.1
その他の法人		3,571	7.7	665	11.5
個人		465	1.0	16	0.3
その他		252	0.5	74	1.3
休業中		5,839	12.7	-	-
非有効データ		239	0.5	54	0.9
合計		46,092	100.0	5,807.8	100.0

* OT 協会会員数は事務局統計情報委員会「2012 年度日本作業療法士協会会員統計資料」（日本作業療法士協会誌 第 18 号）による

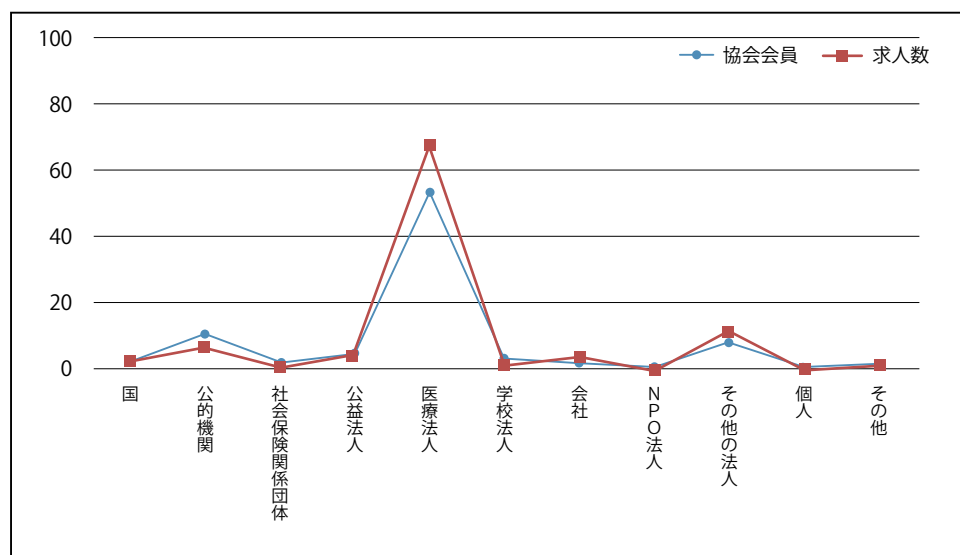


図2 設置母体の構成比率

表 5 領域別の作業療法士協会会員数と求人数

領域別施設分類		協会会員		平成 23 年度求人	
大分類	中分類	就労人数	比率	求人数	比率
医療系	病院	28,751		4601	
	診療所	1,285		152.5	
	老人性認知症疾患センター	37		3	
	未分類	-		54	
	合計	30,073	65.2	4810.5	82.8
福祉系	身体障害者福祉法関連施設	284		23.5	
	児童福祉法関連施設	908		37.5	
	精神保健福祉法関連施設	94		10	
	知的障害者福祉法関連施設	13		7	
	老人福祉法関連施設	1,303		153.5	
	高齢者医療確保法（旧 老人保健法）関連施設	4,804		56	
	介護保険法関連施設	38		452.5	
	障害者自立支援法関連施設	137		15	
	未分類	-		17	
	合計	7,581	16.4	772	13.3
特別支援学校		91	0.2	0	
養成校		1,265	2.7	0	
保健所等		173	0.4	3	0.1
その他（職業センター、リハ関連企業、訪問看護ステーションなど）		783	1.7	103	1.8
不明		-	-	119	2.0
法外施設		69	0.1	-	
休業中		5,839	12.7	-	
非有効データ		218	0.5	-	
合計		46,092	100.0	5807.5	100.0

* OT 協会会員数は事務局統計情報委員会「2012 年度日本作業療法士協会会員統計資料」（日本作業療法士協会誌 第 18 号）による

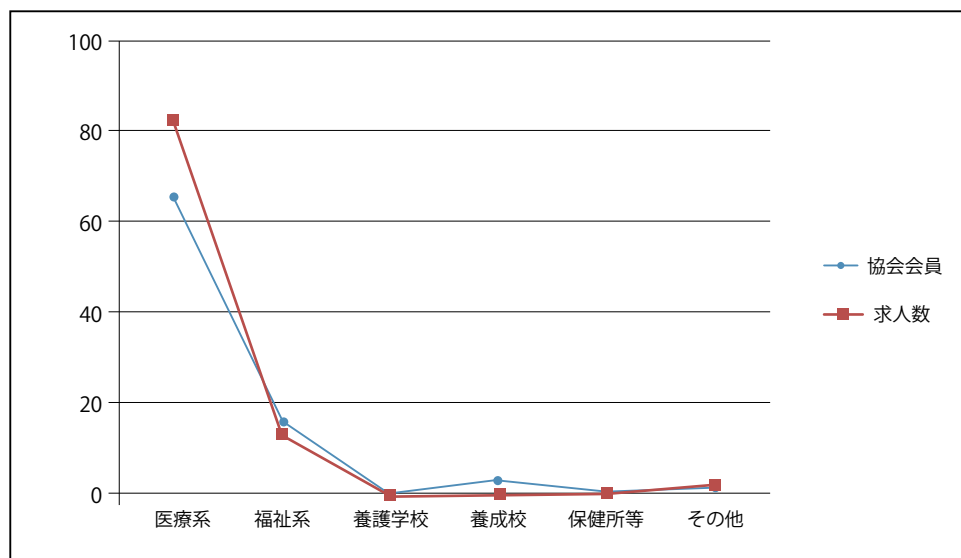


図 3 領域別の構成比率

表 6 求人倍率

	求人数	国家試験合格者数	求人倍率
平成 14 年度	3,822.5	3,205	1.19
平成 23 年度	5,807.5	4,637	1.25

災害支援ボランティアに関するアンケート調査 (5)

(前号から続く)

災害対策室

Q30 これから災害支援ボランティアに行く人に向けての助言については、現地の人に迷惑かけない（自分の健康管理を含め）、現地の方たちと情報共有し長期的な視点で対象者の方と関わりを持つことが大切、必要以上に介入を行わず、現場の方の自立を後からサポートする位の気持ちで取り組むこと、OTをやることも重要だが1人の人として色々な援助をすることはもっと重要、との意見があった。福島県では地域を知ることの重要性についての意見があった。

《 H23 年 4 月～5 月》宮城県派遣

- ・勝手な行動や発言が、全体の信用を失うことがあります。OTとしての知識や経験が生かせそうなこともあります、生かせるかどうかはその場でなければ分かりません。提案はしても、判断は現地の方に委ねること。
- ・車の運転はできた方がよい（自分はしなかったので機能力に欠けた）。“ムシが嫌い”“大の清潔好き”は苦勞するかも（ボラの宿泊所で）。
- ・黒子に徹して自分が「何かをしに行く」と力まない。自給自足、すべて自分で持ち込む。不用意に物をあげたりしない。文化・風習の準備を。地図を頭に入れる。
- ・さまざまな活動があるので、参加するものがどんな活動をするものか事前にしっかり下調べをすると良い。OTとして参加したのにOTらしい活動ができなかった…。体力的に大丈夫と思ったら辛かった…。活動後に「さんざんだった」という感想をもつと再訪問する気持ちになれないし、他の人に勧める気持ちにもなれないので。
- ・避難所では、住民の方のストレスとならないような動きをすること。挨拶をして、じろじろ見ない。傾聴する。考えすぎないで、まずは行ってみる。領域(専門)に関わらず、国家試験を合格したOTなら、現地でできることはたくさんあるので気になったら行動をする。何か成果を出そうと思わないこと。自分が行ったことによる意義を追い求めないこと。
- ・情報の共有。勝手な行動はしないで、今すべきことを全力で対応すること。感情移入しないこと。参

加する前は、現地の情報（生活面含む）をできるだけ集めていくことが大切です。

- ・活動場所とボランティアの生活拠点が異なる場合、持ち物など冷静に判断すべき。
- ・もともと花粉症の症状がありましたが、現地では症状が強く出ました。ボランティアに行って一番大切なことは健康であることだと思います。マスクや薬、コンタクトの人は眼鏡も持っていくなどの準備は必要だと思います。
- ・まず、OTであることを一時忘れて、一人の人間として現地の人に寄り添う心で行くこと。OTの専門性をアピールしすぎない。毎日、必ず仲間とミーティングをする。手ごたえを感じなくてもいい。最高のパフォーマンスを残さなくてもよい。地味なことをするだけでも十分役に立っています。
- ・現地情報の収集をできる限りすること（交通手段、被害状況など）。一緒に活動する人の得意分野を知り、協力すること。廃材やダンボールなど手に入るもので道具を作る（机、多くの人用のくつ箱、パーテーション、ベッドなど）。現地の支援者や被災者は、我々の姿や変化していく毎日を見て感じて元気をとりもどしている。希望をもってもらえるよう気持ちよく皆さんに接するよう心がける。
- ・「何かしなくちゃ」の考えは置いていくこと。2度目の派遣では、片付け、撤去が私の主な仕事でした。そのことを忘れないように動いたつもりですが、他からの派遣されたOTには「何しに來たの?」と言われてたくらいですが、それで良かったと思っています。彼女たちの身体機能アプローチは立派でしたが、その後はどうなるのでしょうか。片づけした備品等からも“思いやり”が感じられました。誰の為のボランティア??
- ・職種を問わず協働すること。些細なことでも話し合うこと。置かれている状況（被災者・支援者・支援地の過去・現在・未来予想）を把握し、OTがすべきことを考え、実行すること。ボランティアの担当者は次々と変わるため、後に残る資料を分かりやすく明確に残すこと。

・OT的なことをしなくては!!と焦ると思うけど、「今」の対象者には何が1番必要か考えること。例) この避難所には2時間しかいない・・・グルッとラウンドして話したそうな人、困ってそうな人を見て、津波で息子さんを亡くしたおばあさんの話を聞いて一緒に泣く、元気いっぱいの子供の相手ができないお母さんに声かけて子供と一緒に散歩に出たり遊んだりして母に休憩してもらう。

- ・できるだけ1週間くらいの単位で長めに行った方が自分も受け入れ側もラクだと思う。
- ・ボランティアに指示をする責任者を事前に明確にし、内容と目的を把握すること（私が伺った時期は難しく、“現地で柔軟に対応を”で仕方がなかったと思いますが、現状では可能かと）
- ・思い切って出向けば、やれることはいっぱいあるし、仲間にも出会える。災害直後の風景も、そこで出会った人達、もがいた自分が鮮明に記憶に残っている。これは一生の財産だと思う。
- ・渋滞がすごいです。カーナビが使えないので、地図を持っていた方が良い。精神的にも負荷のかかる面があるので、話し合える相手がいると良い。

＜H23年5月＞岩手県派遣

- ・派遣先の情報を可能な限り入手しておくことが必要です。また、現地に入ってから避難所の雰囲気や細かなルールなど様々なので、柔軟な対応が求められます。自分が何者かを示すビブスなどあれば、現地の人にも安心して活動を受け入れてもらえます。
- ・自分たちが「お客様」で、何をするかは現地の指導に従う「コマ」であることを自覚する必要があると思います。具体的には朝のボランティア渋滞に合わないよう早く現場入りする。何か提供する時（自助具）は現地スタッフが継続して関われる場合のみとする。避難所によりルールが異なるので、その場に応じて話を通す相手、関わり方の方法を柔軟にする。
- ・既に忘れがちになっていますが、まだまだ人の手は必要だと思います。できることは自分なりに行えればよいと思います。
- ・頭を柔軟な対応として基礎が重要
- ・必ず、グループで行動。携帯電話必須。タイヤ交換できるように。地図とナビがあればよい。現金をもっておく。
- ・OTとして、役立つのは一部だけ。必要以上に関わら

うとしない。（ボラ依存にさせない）。自分ひとりで解決しない。チームとして次のOTに任せること。

- ・必要以上に介入を行わず、現場の方の自立を後からサポートする位の気持ちで取り組むこと
- ・日々、臨床でいろんな経験をしてください。本や研修へ参加して自己研鑽してください。自分の持っている能力以上のことはできません。

＜H23年6月～7月＞岩手県派遣

- ・体調管理を万全にする。共感が良いが、あくまで外部の人間であることを自覚して行動する。他職種、複数の人といつでも連絡が取れるようにしておく。誰でもできるわけではなく、OTとしても人間的にもスキルが問われる場面があるという覚悟が必要。継続して支援していく地元の力を取り戻していくための手段を考えておく。
- ・参加した人が異なればできる支援は変わります。まずは、主体的に取り組むこと、現地の人への連絡、相談、報告することで支援活動はうまくいく。
- ・持ち物：ポカリやカロリーメイトなどの少ない食糧とランプ、新聞紙やビニール袋。車で行くならスペアタイヤ、修理できるもの
- ・個人の知識やスキルを出すのではなく、現地の方たちと連携し長期的な視点で対象者の方と関わりを持つことが大切です。そのうえで、自分に何ができるかと自信をなくすのではなく、できることがあるはずなので、何かしらの形で参加できるといいと思います。
- ・医学知識を持ち、全身状態の確認が、少ない器材で行えること。
- ・車で行くのであれば、役に立ちそうなものは、とりあえず何でも持っていくと良いかと思います。時として工具などは必要になることがありました。活動の中で楽しみを見つけることは大切だと思います。オンとオフの切り替えは必要でオフの時は現地の名物、遠野ではジンギスカンを食べました。活動中は緊張することも多いので、活動時間外は羽を伸ばすことも大切かと思います。
- ・この場所では、当然だが、治療よりも支援が求められる。地域でのOTの役割の重要性に気付くと同時に、1人ではできることの限界も感じた。相談する、報告する事はとてもスキルが必要で、普段から意識して取り組むと役に立つと思います。
- ・災害支援は決まった支援を行うわけではないので、

その場、その場での工夫を考えながら行っていくことが必要。

- ・コーディネーターからの申し送りや以前の OT ボラの活動報告にしっかり目を通す必要がある。
- ・時期によって必要とされていることは異なる。いつも以上に報告、連絡、相談を。現地の人たちの意見を聞く。
- ・人の生死について、死をどうやって受け止めるのかなど心のケアを事前に考えておく。
- ・柔軟に対応できたらいいと思います。本当に瓦礫拾いと踏み台とか歩行介助の杖とか持って行けたりするといいのかもしれない。すぐに渡せる状態、即対応して問題が解決できると当人さんに喜ばれると思いました。

《 H23 年 6 月～ 9 月 》宮城県派遣

- ・ルールは守ること。遊びや観光で行っているのではないので。自分の身は自分で守る。現地の人に迷惑をかけない。日頃から地域、現場で働ける力を身につけておく方がいいかと思います。
- ・できるだけ多くの必要と予想される道具（スプリント材やその他の材料）をもっていき、すぐに作製、実践できることがより支援になるように思いました。
- ・満潮時刻、余震時の避難場所の確認。現地スタッフも被災者であるということをよく認識すること。
- ・安全第一を心がけることだと思います。
- ・可能であれば、支援対象者の状況、ボランティアの役割などを前任者から聞いておく（短期間であればとくに）。
- ・健康管理は絶対必要。食べる、寝る、風呂に入る、当たり前の方ができると安定します。寝つきが悪いなどある人は服用するのも手かと。睡眠不足は×。ボラ近く、宿泊近くの店の情報、特にホームセンターの場所は把握しておいてよかったです。急な買出しの時に助かります。ボラ前後に温泉、観光するなどするとその土地の暮らし生活がわかりよいです。それも支援につながるし、自分へのご褒美になります。ボラの前後に情報収集できる仲間がいれば積極的に。又、職場の人への参加の前後しっかり挨拶を。
- ・自己管理（健康、経済、人間関係）。コミュニケーション能力。広い視点。正しい情報収集、判別能力。フットワークの軽さ & 慎重さ。
- ・現地の人（県士会担当者、現地スタッフ、対象者、その他地元で生活している方々）に迷惑をかけない

こと。求められていること（それが具体的であっても抽象的であっても）を行うこと。

- ・支援はすべて自己完結で行う（後任者に迷惑をかけない）。自ら仲間に入ろうとする対人スキル、柔軟性が必要。目の前で起こっていることに対応しつつ背景が想像できるとよいかも。
- ・福祉用具について全般的な知識を要する。

《 H23 年 11 月～ H24 年 2 月 》福島県派遣

- ・現地にある素材で自助具や姿勢保持具を作るアイデアが必要です。
- ・福島では支援者の支援が大切です。どんなことでもいいから今やれていることをフィードバックしてあげることが一番求められる。
- ・自分は今までの枠組みでとらえ何かをするのではなく、そこにいる人たちが何を求めているのか考え、行動することが重要。そこにはそのやり方があるので押しつけや余計なお世話にならないように気を付けること。
- ・自らの ADL 確保、移動手段の確保
- ・コミュニケーションをはかるためのネタを考えていった方がよいと思います。
- ・南相馬市は災害復興の仕事で滞在されている方が多く、ホテル、旅館がとりにくい状況です。宿泊施設を持つ現地ボランティア団体もありますが、残念ながら排他的であったりすることもあります。社協関係は宿泊施設を持たないため、ボランティア自ら宿泊施設を探さねばなりません。はじめて参加される方は、現地との何らかのつながりを通して探してもらった方がいいと思います。
- ・現地スタッフへの分かりやすく伝えることが必要。
- ・とにかく行くこと
- ・レクのアイデアは多く持っているといい。道具を使ったり、体を使うレクは効果的。一時でも安らげる場の提供はとても重要。笑うことを念頭に置いたプログラム立案を。
- ・集団でレクをする時に喜んでもらえるような芸を持っているといいです。（歌とか楽器とか自分の地元のアピールできる芸など）
- ・熱意も大事だが、それだけであると何もできないという自分自身の落胆や、要請側も何をしてもらおうか、これを本当はしてもらいたいのだが言ってみてもよいのだろうか、といって余計な負担をかけてしまいかねない。求められているのは OT というプロ

であって、即戦力の人材だと感じた。そのために OT として様々な経験を積み、自分の中で自信をつけることが大切だと思う。迷ったり焦ったりする姿は被災者の不安を助長するのではないだろうか。OT であることもそうだが人間力も大切だと思う（笑顔でいる、元気にふるまう、同情する、言葉を選ぶ、など）

- ・現地で求められていることは何か、を事前にもしくは活動中にも情報収集していく。

＜ H24 年 3 月～ H25 年 2 月＞福島県派遣

- ・被災地に滞在する期間が短いのであれば継続性の短い（単発的な）アプローチに留める。
- ・具体的な情報を得ていくこと。前任者に聞いておくこと。
- ・現地の情報収集をしてほしい。現地スタッフに負担をかけない。自己完結型の支援をしてほしい。
- ・支援先の土地柄というか、元来の性質、特色を知っておくことも大切だと思います。自分の介入した結果を明確にし、残されている課題や予想される問題点を伝えておくことが必要です（自分たちは流れの一部分であることを認識すること）。
- ・出来るだけ共感するようにする。しかしあまりにも深入りすると自身の精神面も低下してしまう恐れがあるので注意して欲しい。
- ・地域の人たちの気質をキャッチして下さい。想像以上に喪失感が強く、深く傷つき、日々の生活にも疲れていた。多くの指示や期待をしない方がよい。支援者が疲れているので、地域の支援者を支えてあげてください。
- ・私も参加する前は「私が行って何ができるだろうか」と参加しようかしまいか迷っていました。いざ行ってみると今までの知識、知恵をわずかながら役立たせるところができたり、被災者の多くの方々と出会い、心のふれあいを通して精神的なサポートができたり、ほかのボランティアの方から刺激を受けパワーをもらったり、悩んだらとりあえず行ってみる！がいいのかな、と思いました。
- ・とにかく支援者をサポートするように心がけて、動き、流れをよくみる。よいところは積極的に伝えること。

Q31 災害支援ボランティアの心構えについては、Q30 と同様の内容が多かった。柔軟な対応や現場の求めていることをやる、など、現場の負担にならないことを

中心とした意見だった。

＜ H23 年 4 月～ 5 月＞宮城県派遣

- ・「OT として」と構えていかない。時期、場所によって活動内容が違う（情報の共有）。自分たちの経験は断片にすぎないこと（被災地は進行形である）。
- ・自分は、押しよせる多様、多量な支援ボラのコマと考え、数日しかいない者としての分をわきまえて行動すること。自分が“やりがい”を感じるかどうかはどうでもいいことです。現場の負担にならない。チーム内の交流を楽しむ、かな。
- ・即時、即対応。できることから始める、継続する。自分のやったこと、と手柄にしない。引き継ぐこと、伝えること。
- ・「被災者の気持ちを理解するのはむずかしい」と始めからわかって参加することだろう。被災地にいる間は悲惨な現場を目の当たりにして胸が痛んでいる自分がいても、自分には帰る家も職場も家族もいる。また、訪問の時期によっても被災者の方々の気持ちも変化していることを知って接するべきであろう。
- ・困っている人達を皆で気にかけて、住民の方がまず望んでいることを人として（OT としてではなく）提供すること。多くの方が、現場を一目見てみたら、「何かをしなくては・・・」と感じるものがあると思います。それは一方的なものではいけませんが、まず現地にかけて「できることをする」ことではないかと考えました。そして、教訓にしていかなければならないと思います。次はどの地域に起こるかわかりません（起こらないでほしいと願っていますが）。
- ・自分のレベルにあった行動をすること。免許だけの行動は、相手に対しての押し付けにしかならない。現地の方の求めていることを知る姿勢からはじまる。
- ・柔軟な対応力を持つこと。
- ・何か手伝いたいという気持ちだけだと思います。
- ・臨機応変に必要なこと見極めて活動すること。
- ・何でもする心構え。イメージと違って、現地のニーズ、指示に従う。自身の身は自分で守る。一人で行えることはほとんどない。仲間と一緒に知恵を出す。
- ・被災者、現地で支援活動をしている人の気持ちになって考えること。無理せず仲間と協力すること。可能な範囲で協力して情報収集し、最善をつくすこと。
- ・柔軟な思考。自分のことは自分で。
- ・皆と仲良く、その時その場に必要のことを考え、実行すること。

- ・「自分がしたいこと」と「被災者がしてほしいこと」を勘違いしないこと。かつ、過剰に介入しすぎないこと。又は、その土地にないハイレベルな技術でリハをするとその技術をもたない地元スタッフの自信や信頼をなくしたり、過負荷になるという心構えが必要。ヒーロー気分で行ってもね…
- ・何でもやる、ということ。なんにでも自分を使ってください、という姿勢。“郷に入れば郷に従う”ということ
- ・おしつけがましくならないこと。継続的に支援できる体制製作りに協力すること、でしょうか？短期的すぎて分かりません。
- ・人として何ができるかなんだろうと思う。専門外のことでも雑用でも率先してする。どんなことをやっても OT は OT なのだから、存分ではなくても力は発揮できると思う。自分の力を信じよう。そうすれば何でもできそう。何かをやってやろう、変えよう、ではなく、ありのままの状況の中でいかに関わるか、できることは何か。やるのは、変わるのは関わった人達本人の力。その力にちょっと関わらせていただくという気持ち。
- ・あまり熱くならず、“人手”程度の認識を持つこと。やるべき事は現地にあります。

＜ H23 年 5 月＞岩手県派遣

- ・個人、あるいは個人的な作業療法士としての信念よりも災害ボランティアとしての責任、また派遣先のチームの目的を優先すること、そして、最後には被災地が自らの力で活動していけるように支援すること。ボランティアが現地の負担となったり、かき乱すことはあってはならない。
- ・柔軟であること。何か求められたら、すぐに対応すること。自分の思惑は外に置き、相手に求められたら対処できる余裕をもつこと。
- ・自分にできることを提供できること。自分を必要としている方に提供すること。何かを得ようとかしてあげようとか欲張らないこと。誠心誠意で対応すること。
- ・OT こそが災害支援に強いという気持ちと自分に対する自信と熱い思い
- ・心構えは必要ない。時間に余裕があるひとが行えばよく、無理に行く必要はない。
- ・なんでもしすぎると後々頼りすぎたり、依存傾向になってしまうので、必要に応じてボラから離れること
- と。自分の専門性を押しつけすぎないこと。自分がいなくなった時のことも考えて行動すること。
- ・必要以上に介入を行わず、現場の方の自立を後からサポートする位の気持ちで取り組むこと
- ・気持ちと行動そして連携。気持ちがないと行動できない。気持ちや行動が走りすぎても現地では空回りしてしまう。災害チームでの連携もとれなくなる。

＜ H23 年 6 月～7 月＞岩手県派遣

- ・自身と他者との関係性をわきまえること。小さな一歩の積み重ねになるという意識を持つこと
- ・現場の邪魔をしない。現地の判断を仰ぐこと。
- ・謙虚な心。ある程度の動き方、対象者への接し方含め自己判断できる心づもりでいること
- ・単独行動ではなくどこかに所属すること（信頼・信用されるため）長期的な視点をもつこと。
- ・指示を待つのではなく、自分ですることを見つける。また、支援が限られた期間で終了することを前提に自己管理方法などを提示できるようにする。
- ・個人で援助するには限界があると感じました。チームに所属して、その場のみの援助ではなく、継続性を持った援助を心がける必要があると感じました。その際、統率者に報告を集約しつつ、臨機応変に対応する必要があると思います。また、このようなボランティアではスペシャリスト以上にジェネラリスト的な考えが大切と思いました。現地では様々な活動があり、様々なボランティアの方がいましたが、各々が尊重しあいながら活動するおらかな気持ちが必要と思いました。
- ・その地域や支援者の想いのもとで動く。
- ・被災者の立場になって活動し、何かしてあげようとするのではなく、一緒に何かしようとする。
- ・対象者に対して①自分が何を提供できるひとかをわかりやすく伝えることができる②自分ができていることをその場で適切に提供できる。③自分ができないことをそれをできる人に伝えることができる④ OT であることを認識して行動する必要がある。
- ・最終的には、その地域の方々が再びその地域で、医療、福祉を展開していけるための支援であることを念頭におく。自分に過信せず、特別なことをしようとせず、そこで必要とされることをいつも職場で行っている OT の流れのように考えて行動する。
- ・現実をしっかり受け止め、生きるためにどうすればよいかということを信念にとどめること

- ・現場におられる人の気持ちによりそえるといいと思いました。少なくとも私は、自分の中の OT のイメージにとらわれていたので、対応するのが迅速ではなかったと思います。

《H23 年 6 月～9 月》宮城県派遣

- ・ルールは守ること。遊びや観光でいっているのではないので。自分の身は自分で守る。現地の人に迷惑をかけない。日頃から地域、現場で働ける力を身につけておく方がいいかと思います。ボランティアを行ってから日数が経ってしまい、思い出せないことが多いです。すみません。
- ・応用実践の力とお困りの方の生活を支える、支えたいという信念が必要だと思います。
- ・その場だけの支援ではいけないということ。南三陸では、リハボランティアが比較的充足、安定しており、震災前より充実したリハを無償で提供されている方も少なくなく、また、それに対し、今後現地だけでそれら同等のサービスをどう継続していくかが課題となっていた。そのため継続性を捉えた支援が必要と改めて感じた。
- ・何か手伝いたいという気持ちだけだと思います。
- ・対象者が必要としていることをする（OT だから、に囚われず）
- ・Q30 に関わると思いますが、現地の求めに対応すること。もしくは求められた要望に気づき対応すること。現地のスタッフ、ボラ（他団体）とコミュニケーションを取ること。一人で全てを行うのは無理。協力を得られるように自分から関わること。元気で挨拶、笑顔で対応。1 人で突っ走らず周囲と協調しながら。できない事があっても落ち込まず（当たり前だから）できる事を探る。
- ・自己管理ができる。相手の立場に立って話を聞く、判断できる。誰のために行っているのか、常に自問自答する。
- ・現地の人の邪魔にはならないこと。
- ・自己完結すること。他者（受け入れ側）に要求しない。
- ・ボランティアが迷惑をかけることにならないように、体力と物怖じしない心を持つこと

《福島県派遣》H23 年 11 月～H24 年 2 月

- ・現地の人の訴えを親身に聴くことが大切。健康第一、自分の体調を崩さないよう気を付ける
- ・自分一人で最大の支援をしようと思わないこと。現地の声に耳を傾ける。

- ・周囲の状況を読み取ること。できることから始める。そこにいる人に話を聞く
- ・よくわかりません。まずは行動でしょうか。
- ・お客様ではなく、自ら積極的に関わりを持っていくことが短期間では必要だと思います。こちらから話すだけでなく、相手の話を聞く必要でしょう。
- ・災害ボランティアもその時期によって求められる役割が異なります。大災害の直後は命令系統がはっきりしません。自ら積極的に現地で活動し、一方では他の支援者や行政とつながるようにシステムを作るイニシアティブが強く求められます。少し落ち着いてシステムができたならその傘下で活動するなら自分のやりたいことを主張するのではなく、現場が求める役割を果たす冷静さが必要です。当事者第一だと思います。若い方も年配の方も作業療法士は現地に赴いて、生活を立て直そうとしている被災者や支援者とともに働くといいと思います。日常とは違う生活を知ることから、生活とはなんなのかを学ぶことができるでしょう。またその人らしい作業の大切さがよくわかると思います。
- ・OT として何か得る、学ぶという姿勢があればよい活動につながると思います。
- ・何でも自分からすること。周りにも声を（自分から）かけること。
- ・何でもやりますという気概。相手の立場に立つ思いやり。とにかく行動、専門性は二の次。
- ・要支援、介護者を増やさないようにすることを念頭に持つこと、と思います。
- ・常に相手の立場に立つこと。割り切りの気持ち（冷たさはいけませんが、思考をクールに保つ）。相手の前ではどっしり構える。
- ・あくまでボランティアということを忘れない。

《福島県派遣》H24 年 3 月～H25 年 2 月

- ・フットワークの軽さだと思います。理解の得にくい専門性をひけらかさず、笑顔で円滑に既存の支援の輪に乗れるような柔軟さが必要だと思います。
- ・自分の中でできることを知っておくこと。一回で完結する支援。迷惑をかけない。心をこめて。
- ・支援の内容にもよるかとおもいますが、まずは何かをしたいってあげたい、よりはいかに寄り添えるか、共有・共感できるかが大切なことだと思いますので、自分自身の感性を研ぎ澄まして臨む、ことでしょうか。支援の方法、内容は様々であり答えもないと思

います。

- ・ 問 30 と同様
- ・ お互い様の活動であるということ。現実と同じ目線
でとらえて感じる。淡々と日々が過ぎることが、
一步步き出そうとする気持ちに向かうために必要な
ことを感じた
- ・ 自己満足の活動にしない。作業療法にこだわらない。
- ・ 目の前の人に対して支えとなること。状況をできる
だけ早く理解してできることから始めること。求め
られてない支援はしないこと。

Q32 災害支援ボランティア後に行った活動について

は、震災関係研修会への参加、所属機関や都道府県学会、
全国学会などでの報告、学術誌などへの投稿、現地への
再訪問、その後の情報収集などが挙げられていた。また、
協会ボランティア以外の活動を継続しているという意見
もあった。その他、所属機関などで、自分の地域が
被災した場合の対応の検討を行っている、という意見
もあった。

(4) まとめ

災害支援ボランティアの参加者を対象に、アンケート
調査を実施した。

ボランティア登録から派遣までの流れについては、概
ね適切だったと感じている参加者が多かった。協会派遣
ボランティアの多くが一週間単位の活動であったことに
ついては適切と感じている参加者が多かった。また、職
場や家庭でも理解があったようだ。理解があったからこ

そボランティア参加できているとも考えられる。無償の
ボランティアであったことについては、賛成の答えが多
かったが、長期的な活動の可能性を考えると課題がある
のではないかという意見もあった。派遣決定から派遣ま
での間に行われた、協会もしくは被災地の士会からの情
報提供については、適切であった、または、不適切でも
仕方がない時期であった、との答えが大半を占めた。そ
のように、情報提供についての意見が震災直後の H23
年 4 月でも半年後の 9 月でも同じような内容であったこ
とから、今後の災害支援ボランティアについて考える際
は、ボランティア参加者が求める情報とその必要性につ
いて検討することが求められるように思われた。また、
情報発信・情報共有について、被災地の負担を減らすよ
うな方法の検討も必要であると思われた。

現地でのボランティア活動について、支援活動を行っ
た場や活動の内容は、時期が経過するにつれて多岐に
渡っていた。被災地の県士会担当者や現地コーディネ
ーターによる支援活動に関する説明と指示については、大
枠の説明と指示の下で自分で判断する場合も多いよう
だった。OT 一人ひとりの適切な判断が求められている。
移動について、被災地の不安定な道を運転するというこ
とが、ボランティア活動の中で一定の部分を占めている
ようだった。

災害支援ボランティア活動を経験して感じたことにつ
いては、様々な視点で様々な意見が寄せられた。その一
つ一つが経験に基づく重みのあるものであり、今後の災
害支援を検討していく中で、貴重な財産になると思わ
れる。



付属テキストには過去実技試験問題
掲載。各回のポイントを解説!

2014年3月実技試験対策 全2巻セット 10,500円 介護福祉士国家試験実技試験対策DVD

映像だから理解できる実技試験対策の決定版!

介護福祉士国家試験の難所、実技試験合格のために知っておかねばならない知識と
技術を凝縮して収めた2巻セット! 過去の出題傾向を徹底分析、映像により動作を
明確に指導した受験生必見の逸品。

※インターネット動画配信も始めました。

医療福祉 eチャンネル

☎ 0120-870-774 (前9:00~後5:00/土・日・祝を除く)
E-mail: info@iryofukushi.com URL: http://www.ch774.com

附録（後半）の掲載にあたって

第21号（2013年12月発行）に続き、厚生省医務局医事課編『理学療法士及び作業療法士法の解説』（中央法規出版株式会社、昭和40年12月30日初版発行）の附録の後半を掲載し、今回をもって本書の全文掲載を終了する。

本附録に収載されている法、政令、省令、告示、通知、答申等の諸文書は、部分的には『厚生法規総覧』等の資料により今日でも確認することができるが、法そのものと法を補完する各種法令・文書を法制定当時の形とまとまりにおいて示すことは、歴史的な資料を残すという意味だけでなく、法をその原点に立ち返って理解するという意味においても重要と考える。他方、これらの諸文書はその後改正されたものもあるので、現行の法制度を正確に知るためには最新の法規にあたられたい。

今号に掲載する法令・文書は以下の通りである。

○理学療法士及び作業療法士法施行規則の規定に基づき、 医学的管理の下に理学療法又は作業療法を行なう施設を定める件	20
○理学療法士及び作業療法士法施行規則の規定に基づき、 理学療法士国家試験の試験科目又は作業療法士国家試験の試験科目の免除をしない者を定める件	21
○理学療法士及び作業療法士法の施行について（施行通達）	21
○理学療法士及び作業療法士法の施行について（通知）	22
○理学療法士及び作業療法士法附則第四項第二号に規定する厚生大臣指定講習会実施要領について	26
○理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験の受験願書に添付すべき書類の作成について	29
○理学療法士作業療法士審議会答申	29

（機関誌編集委員会）

○理学療法士及び作業療法士法施行規則の規定に基づき、 医学的管理の下に理学療法又は作業療法を行なう施設を定める件 （昭和四十年十月二十七日 厚生省告示第四百九十二号）

- | | |
|--|--|
| <p>一 理学療法及び作業療法を行なう施設</p> <p>イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）
第一条に規定する養護学校</p> <p>ロ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する肢体不自由者更生施設及び身体障害者収容授産施設</p> <p>ハ 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項第二号に規定する更生施設であつて結核回復者の後保護を目的とするもの</p> <p>ニ 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第六号に規定する結核回復者後保護施設</p> <p>ホ 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三</p> | <p>号）第十四条第一項第二号に規定する特別養護老人ホーム</p> <p>ヘ 財団法人北海道小児マヒ財団の設置する肢体不自由児母子通園訓練施設</p> <p>二 理学療法を行なう施設</p> <p>イ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第二条第一項に規定する文部大臣の認定した学校及び厚生大臣の認定した養成施設</p> <p>ロ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十四号）第二十四条の規定に基づく届出のあつたあん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゆう業及び柔</p> |
|--|--|

- 道整備の施術所
- 三 作業療法を行なう施設
- イ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定する精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設及び盲児施設

- ロ 身体障害者福祉法第五条第一項に規定する失明者更生施設
- ハ 精神薄弱者福祉法（昭和三十一年法律第三十七号）第十八条に規定する精神薄弱者援護施設

○ 理学療法士及び作業療法士法施行規則の規定に基づき、理学療法士国家試験の試験科目又は作業療法士国家試験の試験科目の免除をしない者を定める件
（昭和四十年十月二十七日 厚生省告示第四百九十三号）

理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和四十年政令第三百二十七号）附則第二項各号に掲げる者以外の者

○ 理学療法士及び作業療法士法の施行について（施行通達）
（昭和四十年十月二十三日 厚生省発医第二一七号 各都道府県知事宛 厚生事務次官通知）

理学療法士及び作業療法士法（以下「法」という。）は昭和四十年六月二十九日法律第百三十七号をもつて公布、八月二十八日に試験の施行に関する規定（法第十条）を除き全面的に施行され、これに伴い理学療法士及び作業療法士法施行令（以下「令」という。）及び理学療法士及び作業療法士施行規則（以下「規則」という。）が、それぞれ昭和四十年十月一日政令第三百二十七号及び昭和四十年十月二十日厚生省令第四十七号をもつて公布された。その運用にあたっては次の事項に留意のうえ、遺憾のないよう期せられたく通知する。

記

第一 一般的事項

本法制定の趣旨は、近年身体又は精神に障害のある者を社会生活に復帰させるために行われる医学的リハビリテーションがめざましい発達をとげたにもかかわらず、これに関する専門技術者の資格制度が従来わが国にはなく、このことがわが国における医学的リハビリテーションの本格的な普及発達を阻害する要因とも

なつていたことにかんがみ、その専門技術者として理学療法士及び作業療法士の資格を定めその資質の向上を図るとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もつて医療の普及向上に寄与させることに存するものであること（法第一条）。

第二 免許に関する事項

- 1 理学療法士又は作業療法士の免許は理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験に合格した者に与えられるものであること（法第三条）。
- 2 前記以外に外国で理学療法士に相当する免許を受けた者又は作業療法士に相当する免許を受けた者であつて、理学療法士又は作業療法士として必要な知識及び技能を有すると認定された者に対しては、理学療法士及び作業療法士が著しく不足している現状にかんがみ当分の間無試験で免許を与えることができるものとされているが、この認定を受けることができるのは、免許を受けた国の養成訓練課程がそれぞれ世界理学療法士連盟又は世界作業療法士連盟の定めた基準に適合し、かつ、その者の知識及び技能がわが国における免許取得者の水準以上であるもの

に限ること（法附則第二項）。

- 3 理学療法士又は作業療法士については、法第七条第一項の規定により免許を取り消し又は期間を定めて名称使用の停止を命ずることができるものとされているが、都道府県知事においては常に管内の理学療法士及び作業療法士の状況を把握しておき、前記の処分が行なわれる必要があると認めるときは、速やかに当事者あて連絡すること（法第七条）。

第三 試験に関する事項

- 1 理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験の受験資格者は、原則として、大学入学資格を有する者で文部大臣の指定した学校又は厚生大臣の指定した養成施設を卒業したものでなければならないが、この場合の学校又は養成施設の指定については、別途理学療法士及び作業療法士学校養成所指定規則を制定し、これに適合するものにつき行なうものであること（法第十一条、第十二条）。
- 2 前記以外に本法制定の際の経過的特例として、本法施行の際現に病院、診療所又は結核回復者後保護施設等医学的管理のもとに理学療法又は作業療法を行なう施設として厚生省で指定した施設に勤務し、医師の指示の下に理学療法又は作業療法を業として行なっている者については、昭和四十六年三月末日までは、次の各号に該当することを条件として、受験資格を有するものであること。
 - (1) 大学入学資格を有すること又は保健婦、看護婦、あん摩マッサージ指圧師等その者が取得している

公的な免許を通じて、保健衛生に関し、相当の知識を有すると認められること。

- (2) 厚生大臣指定の講習会の課程を修了すること。
- (3) 五年以上の業務経験を有すること。

この場合、講習会は、正規の養成課程を経ない者に対し、これにかわるべきものとなるのであるからこの趣旨のもとに、適正に実施されるよう指導されたいこと（法附則第四項）。

第四 業務に関する事項

- 1 理学療法又は作業療法の業務のうちには、理学療法士又は、作業療法士の免許取得者以外の者が行なっても必ずしも危害を生ずるおそれのないものもあり、また、業務従事者に対する需要の現状からみても、業務の全部を免許取得者の独占分野にすることは必ずしも実情にそぐわないことからして、その業務を免許取得者の独占とはしないが、理学療法士又は作業療法士でない者が、理学療法士若しくは作業療法士又は、それにまぎらわしい名称を用いることは、禁止し、今後、これら専門技術者の量の確保、質の向上を図つて、医学的リハビリテーションの進展を期することとするものであること（法第十七条）。
- 2 理学療法士又は作業療法士の業務の円滑な遂行を図るため、診療の補助としてこれらの業務を行なうこと及び理学療法士が医師の指示を受けて理学療法としてマッサージを行なうことは、差し支えないものであること（法第十五条）。

○理学療法士及び作業療法士法の施行について（通知）

（昭和四十年十月二十三日 医発第一、二七〇号 各都道府県知事宛 厚生省医務局長通知）

標記については、別途厚生事務次官から通知（昭和四十年十月二十三日厚生省発医第二一七号）がなされたところであるが、理学療法士及び作業療法士及び作業療法士法の施行については、同通知によるほか、なお、次の事項に留意のうえ遺憾のないようにされたい。なお、この通知では、理学療法士及び作業療法士法を「法」と、理学療法士及び作業療法士施行令を「令」と、理学療法士及び作業療法士施行規則を「規則」とそれぞれ

略称する。

記

第一 免許について

- 1 理学療法士又は作業療法士の免許等の申請の手続については、令第一条及び令第三条から令第六条まで並びに規則第一条及び規則第三条から規則第七条までの規定により定められているところであるが、

このほか次の厚生省医務局長通知において医師、歯科医師等の免許等の申請に関し指示したところに、準拠して処理されたいこと。

- (1) 医師、歯科医師、保健婦、助産婦及び看護婦の免許等の申請について（昭和三十五年四月十四日医発第二九三号）
 - (2) 登録税の現金還付及び収入印紙の未使用証明について（昭和三十五年六月二十七日医発第五〇三号の一）
 - (3) 医師等の免許証の再交付申請時における亡失証明書等の取扱について（昭和四十年四月十二日医発第四七九号）
- 2 法附則第二項の規定により理学療法士又は作業療法士の無試験免許を受けようとする者が、免許申請書に添えなければならない規則第一条第二項第三号の書類は、次のとおりとすること。
- (1) 外国で受けた免許に係る証書の写（都道府県において原本と相違ない旨の証明をしたもの）
 - (2) 外国で受けた免許の根拠法令の関係条文の抜粋（原文のもの及び邦訳したもの）
 - (3) 履歴書（脱帽して正面から撮影した写真を添えること。）
- 3 法第七条第二項の規定により、都道府県知事は、理学療法士又は作業療法士について免許の取消し又は名称の使用の停止の処分が行なわれる必要があると認めるときは、その旨を厚生大臣に具申しなければならないとされたが、この具申は、次の要領によつて行なわれたいこと。
- (1) 具申すべき事項は、次のとおりとすること。
 - イ 住所、氏名及び生年月日
 - ロ 名簿登録番号
 - ハ 処分を要する理由及び意見
 - ニ その行為の動機（たとえば、報酬を得るためであるか又は情誼のためであるか等）
 - ホ その行為が医療の上に及ぼした影響
 - ヘ 素行
 - ト その他参考となるべき事項
 - (2) 理学療法士又は作業療法士が法第四条各号のいずれかに該当すると認められるときは、たとえ貴職において処分の必要を認めないときでも一応報告されたいこと。

第二 試験について

1 理学療法士国家試験及び作業療法士国家試験（以下

「試験」という。）を施行する期日及び場所並びに受験願書の提出期限については、規則第九条の規定により、あらかじめ、官報で公告することとされているが、第一回の試験の施行は、昭和四十一年二月に予定していること。

2 試験に関する事務のうち、受験願書の受付け、試験の監督等については、試験施行のつど、その施行地を管轄する地方医務局にそれぞれ臨時試験事務所を設置して行ない、その他の事務は厚生本省において直接行なうものであること。

3 法第十一条第三号又は法第十二条第三号の規定により、外国の理学療法若しくは作業療法に関する学校若しくは養成施設を卒業し、又は外国で理学療法士若しくは作業療法士の免許に相当する免許を受けた者で、厚生大臣が法第十一条第一号及び第二号又は法第十二条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したものは、試験を受けることができるとされているが、この受験資格の認定は、世界理学療法士連盟又は世界作業療法士連盟の定める基準に適合した養成訓練課程を有する外国で、その課程を修了した者及びその外国で理学療法士の免許に相当する免許又は作業療法士の免許に相当する免許を受けた者について行なうものとする。ただし、これらの適格者のうち、理学療法士の免許に相当する免許又は作業療法士の免許に相当する免許を有するものは、厚生事務次官通知において示したとおり、当分の間、法附則第二項の規定による無試験免許を受けることができること。なお、前記による受験資格の認定を受けようとする者が、規則第十条第二項第二号の規定により受験願書に添えなければならない書類は、次のとおりとすること。

- (1) 外国の学校名若しくは養成所の卒業証書の写又は外国の免許証の写（都道府県において原本と相違ない旨の証明をしたもの）
- (2) 外国で卒業した学校又は養成所の教科課程を明らかにした書類（当該学校又は養成所の長の証明のあるもの）
- (3) 外国で免許を受けた者にあつては、その免許の根拠法令の関係条文（原文のもの及び邦訳したもの）
- (4) 履歴書

第三 法附則第四条の規定による特例受験者について

法附則第四項の規定により、昭和四十六年三月三十一日までの間、試験を受けることができる者（以下「特例受験者」という。）に関する取扱いについては、次のとおりとすること。

1 特例受験者の資格要件は、法附則第四項及び同第六項において定められているところであるが、このほか次によるものとする。

(1) 法附則第四項の各号列記以外の部分及び同項第三号に規定する「その他省令で定める施設」の範囲は、規則第二項の規定に基づく昭和四十年十月二十七日厚生省告示第四百九十二号において定めたこと。

(2) 法附則第四項第一号に規定する「政令で定める者の範囲は、令附則第二項において規定したほか、同項の規定に基づき昭和四十年十月二十七日厚生省告示第四百九十一号において定めたこと。

(3) 法附則第四項第二号に規定する厚生大臣が指定する講習会の指定基準、指定申請の手続及びその実施上の注意については、別途通知する。

なお、都道府県において、特例受験者の状況等を勘案のうえ、必要があると認めるときは講習会を開催することが望ましいこと。

(4) 特例受験者が受験願書に添えなければならない書類については、規則附則第三項各号に定めるところであるが、これらの書類は次の要領によつて作成すること。

イ 第二号に規定する学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者又は法附則第六項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者であることを証する書類はその者の資格に応じて、最終卒業学校の卒業証明書、検定試験の合格証明書又は厚生大臣が指定した者であることを証する書類のいずれかとすること。

ロ 第二号に規定する令附則第二項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類は、免許権者の認証を受けた免許証の写とすること。

ハ 第三号に規定する法附則第四項第二号の講習会を修了したことを証する書類は、この講習会に関して別途発する通知に掲げる修了証明書とすること。

ニ 省令附則第二項第四号に規定する書類は、

別記様式第一号（図8）によつて作成すること。ただし、その者が理学療法を業として行なっていた施設が、例えばあん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゆう業若しくは柔道整復業の施術所又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第二条第一項に規定する文部大臣の認定した学校若しくは厚生大臣の認定した養成施設等当該施設が直接医学的管理の下にないものであるときは、原則として、前記の第一号様式による書類に加えて、最近一年間に医師の指示の下に二百例以上の患者に対し理学療法を行なつたことを証する別記様式第二号（図9）による書類を提出しなければならないこと。このように、あん摩業の施術所等において理学療法を業として行なつていた特例受験者については、とくに様式第二号による書類の提出を求めることとしたのは、この種の施設の一般的性格からみて、理学療法が実際に医師の指示の下に行なわれたかどうかを判定することが困難であるので、この種の施設で理学療法を業としていた特例受験者については、その者が医師から五年以上にわたつて指示を受けており、かつ、そのうちの最近一年間におおむね二百人程度の患者に対し、医師の指示の下に理学療法を行なつたことが明らかに認められる場合に限り、その者を医師の指示の下に理学療法を五年以上業として行なつていた者として推定することとしたためである。ちなみに、法附則第四項にいう「医師の指示」とは、医師が患者を診察したうえで、理学療法又は作業療法を行なう必要があると認め、その補助者に対して、施術の方法、施術の量等を明らかに示してこれを行なうことを命ずることをいうものであつて、患者の病勢に変化があつたときは施術者はそのつど医師の指示を受けることを要するものであること。

ホ 特例受験者のうち、令附則第二項に規定する者（看護婦、あん摩マッサージ指圧師等）は、規則附則第四項の規定により、試験の科目のうち、その申請により、解剖学、生理学又は病理学について免除を受けることができ

別記様式第一号【図 8】

証 明 書	
本籍〔国籍〕及び住所 氏 名 年 月 日生 上記の者は、本施設において、年 月 日から 年 月 日まで（年 箇月以上）、医師の指示の下 に、理学療法〔作業療法〕を業としていたことを証明します。 業として行なった理学療法〔作業療法〕の種類（ ） 主として指示をした医師の氏名（ 昭和 年 月 日	
施設の名称、種別及び所在地 施設長の氏名 ㊤	
私は、（氏 名）に対して、年 月 日から 年 月 日まで（年 箇月以上）、理学療法〔作業 療法〕についての指示を行なったことを証明します。 昭和 年 月 日 所属する病院又は診療所の名称及び所在地 国籍登録番号及び従事する診療科名 氏 名 ㊤	
上欄の証明に係る施設は、関係法令の定めるところに従い、 年 月 日から開設されているものであることを証 明します。 昭和 年 月 日 〔都道府県知事 都道府県教育委員会〕氏 名 ㊤ 保 健 所 長	

（記載上の注意）

- この証明書は、理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）附則第 4 項の規定により理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験を受けようとする者が、理学療法士及び作業療法士法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 47 号）附則第 3 項第 4 号に規定する書類として受験願書に添えなければならないものであること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 B 5 とすること。
- 様式中（ ）内の事項については必ず記載し、〔 〕内の事項についてはこれに該当する場合にのみ記載すること。
- 上欄中、施設の種別は、病院、診療所、養護学校、結核回復者後保護施設、特別養護老人ホーム、更生施設、肢体不自由者更生施設、身体障害者収容授産施設、肢体不自由児母子通園訓練施設、失明者更生施設、精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設、盲児施設、精神薄弱者援護施設、盲学校理療科、あん摩マッサージ指圧師等の指定養成施設、あん摩業等の施術所のうちのいずれかとする。
- 証明は、上欄については受験者が理学療法又は作業療法を業としていた施設の長、中欄については受験者が理学療法又は作業療法を業とするにあたり指示をした医師、下欄については受験者が理学療法又は作業療法を業とした施設の所在地を管轄する監督官公署（都道府県、保健所、教育委員会等）の長がそれぞれ行なうこと。

- 理学療法又は作業療法を業とした施設が 2 箇所以上にわたるときは証明書はそれぞれの施設ごとに作成すること。ただし、単に指示をした医師が 2 名以上であるときは中欄にそれぞれの医師の証明を得ればよいこと。

別記様式第二号【図 9】

証 明 書			
所属施設の名称、種別及び所在地 氏 名 年 月 日生			
理学療法を行 なつた年月日	患者氏名	病 名	施 術 の 方 法
上記の者は、私の指示の下に、上表のとおり理学療法を業として 行なつたことを証明します。 昭和 年 月 日 所属する病院又は診療所の名称及び所在地 国籍登録番号 従事する診療科名 医師の氏名 ㊤			

（記載上の注意）

- この証明書は、理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）附則第 4 項の規定により、理学療法士国家試験を受けようとする者のうち、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）第 2 条第 1 項に規定する文部大臣が認定した学校若しくは厚生大臣が認定した養成施設又はあん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゆう業若しくは柔道整復業の施術所において医師の指示の下に理学療法を業としていた者が受験願書に添えなければならないものであること。
- 証明は、受験者が理学療法を行なうにあたり、指示をした医師が行なうものとし、指示をした医師が 2 名以上であるときは、それぞれの医師ごとに証明書を作成すること。
- 証明すべき理学療法の業務経験は、受験者が最近 1 年間に行なつたものであること。この場合において、その証明に係る期間の始期は、受験願書の提出の日からさかのぼって 1 年 3 箇月以内であること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 B 5 とすること。

るとされたが、この免除を受けようとする者は、受験願書に、規則附則第五項に規定する

試験科目免除申請書を添えなければならないこと。

○理学療法士及び作業療法士法附則第四項第二号に規定する
厚生大臣指定講習会実施要領について

(昭和四十年十月二十三日 医発第一、二七一号 各都道府県知事宛 厚生省医務局長通知)

理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）附則第四項第二号に規定する厚生大臣の指定講習会について、別紙のとおりその実施要領を定めたのでご了知のうえ、貴管下において実施される講習会の指定申請及び指定後の実施状況等についてよろしくご指導方お願いする。

理学療法士及び作業療法士法附則第四項第二号に規定する厚生大臣指定講習会実施要領

一 講習会の基準

(1) 主催者

国の行政機関、地方公共団体又は医学に関する学術団体であることを原則とする。学術団体としては、日本医学会の分科会（とくに日本整形外科学会、日本内科学会、日本温泉気候物理医学会、日本精神神経学会、日本神経学会等）及び日本リハビリテーション医学会等が考えられること。

(2) 講習科目、時間数及び教科内容講習科目とその時間数及び各科目ごとの教科内容は、別表1及び別表2を標準とすること。

(3) 講習会の実施方法

講習会は実状に応じ、断続的に実施しても差し支えないこと。

例えば、休日ごとに実施する方法、或いは全科目を数区分に分類し、それぞれ相当期間において実施する方法等が考えられる。

また、基礎医学（医学的心理学を含む。）、理学療法士又は作業療法士に係る臨床医学大要、理学療法（作業療法十時間及び運動学を含む。）、作業療法（理学療法十時間及び運動学を含む。）のうち一以上を選択して講習会を実施しても差し支えないこと。

ただし、この場合、受講者は前記科目区分すべての受講を修了しない限り、受験資格を取得したことにはならない。

(4) 講師の資格

解剖学、生理学、病理学及び臨床医学大要については医師とすること。医学的心理学については、精神科医師が望ましい。その他の科目については、

【別表 1】

講習会の科目及び時間数

学 科 名	理学療法士 時 間 数 (時間)	作業療法士 時 間 数 (時間)
解 剖 学	60	60
生 理 学		
運 動 学		
病 理 学	60	60
医 学 的 心 理 学		
臨 床 医 学 大 要 〔医学的リハビリテーション〕 〔概論を含む〕	110	10
理 学 療 法 治療体操、日常動作訓練、 マッサージ、水治療法、 熱療法、光線療法、電気 治療及び診断検査、測 定、義肢装具等 その他		
作 業 療 法 応用美術、デザイン、陶 工、木工、織物、園芸、 日常動作訓練 精神障害に対するOT、 身体障害 〃 その他の障害 〃 測定及び職業前評価義肢 装具等 その他	10	110
計	240	240

【別表 2】各科目の教科内容

1. 解剖学

- (1) 人体解剖学概説
- (2) 骨格系概論
- (3) 筋肉系概論
- (4) 神経系概論
- (5) 皮膚
- (6) 関節
- (7) 頭蓋
- (8) 脊柱および胸廓
- (9) 上肢
- (10) 下肢
- (11) 背部の筋
- (12) 頭部、頸部、胸部および胸部の筋
- (13) 四肢の筋
- (14) その他

2. 生理学

- (1) 人体生理学概説
- (2) 筋肉系概論
- (3) 神経系概論
- (4) 心臓循環系概論
- (5) 呼吸器系概論
- (6) 大脳皮質、脊髄の機能
- (7) 反射
- (8) 理学療法、作業療法の循環呼吸、排泄等に対する影響
- (9) その他

3. 病理学

- (1) 病理学概説
- (2) 奇形
- (3) 変性
- (4) 腫瘍
- (5) 炎症
- (6) 循環障害
- (7) 細菌感染
- (8) 寄生虫疾患
- (9) その他

4. 運動学

- (1) 運動学概説
- (2) 関節、筋、神経
- (3) 反射運動
- (4) 上肢の運動
- (5) 下肢の運動
- (6) 歩行
- (7) 運動機能の成長
- (8) 各種体位における姿勢
- (9) 妊娠中、臥床患者等の姿勢と体位

(10) その他

5. 医学的心理学

- (1) 精神の発達
- (2) 知性、感情、意志
- (3) 心身相関
- (4) 精神障害
- (5) 精神療法
- (6) その他

6. 臨床医学大要

(A) 理学療法士の場合

- (1) 一般医学
- (2) 整形外科及び一般外科
- (3) 神経・筋障害
- (4) 医学的リハビリテーション概論
- (5) その他

(B) 作業療法士の場合

- (1) 一般医学
- (2) 整形外科及び一般外科
- (3) 神経・筋障害
- (4) 精神障害
- (5) 医学的リハビリテーション概論
- (6) その他

7. 理学療法

- (1) 日常動作訓練
- (2) マッサージ
- (3) 治療体操
(スポーツによる治療を含む)
- (4) 熱療法、光線療法、水治療法
(温泉療法を含む)
- (5) 電気治療及び診断
- (6) 検査、測定
- (7) 義肢装具等
- (8) その他

8. 作業療法

- (1) 応用美術、デザイン
- (2) 陶工、木工、織物、園芸
- (3) 日常動作訓練
- (4) 精神障害に対する作業療法
- (5) 身体障害に対する作業療法
- (6) その他の障害に対する作業療法
- (7) 遊戯療法、スポーツによる治療、
レクリエーション療法等
- (8) 測定及び職業前評価
- (9) 義肢装具等
- (10) その他

当該科目について相当な学識経験を有する者とする
こと。

(5) 受講者の資格

理学療法士及び作業療法士法施行の際、現に病院、診療所又は昭和四十年十月二十七日厚生省告示第四百九十二号で定める施設において、医師の指示の下に、理学療法又は作業療法を業として行なっていた者であつて、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者（法附則第六項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）又は法施行令（昭和四十年十月一日政令第三百二十七号）附則第二項及び昭和四十年十月二十七日厚生省告示第四百九十一号に定める者であること。

二 指定申請の手続

講習会を主催しようとする者が、厚生大臣の指定を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を講習会の実施場所を管轄する都道府県知事を經由して厚生大臣に提出し、その承認を得ること。

ただし、国の行政機関が主催しようとする場合には、直接厚生省に提出し厚生大臣の承認を得ること。

また、申請後、その内容について変更せざるを得なくなつた場合には、あらかじめ変更申請を行ない、厚生大臣の承認を得ること。

（図 10）

- (1) 講習会の名称
- (2) 主催者又は共催者（後援する団体があれば、それを附記すること。）
- (3) 講習科目、講師の氏名及び担当時間数並びに職業、略歴
- (4) 講習会場名及び所在地（途中において会場が移動する場合は、すべて記入すること。）
- (5) 開催期間及び日程
- (6) 受講予定人員
- (7) 受講者から徴収する費用
- (8) 講習会に要する経費の収支予算
- (9) その他参考となる資料

三 講習会実施に関する注意事項

- (1) 講習会の主催者は、講習を終えた者に対して修了証書を発行し、また、その者の請求に応じて修了証明書を発行すること。

なお、修了証明書は受験の際に願書を添付すべきものであり、その様式は別記（図 11）を基準とすること。

- (2) 受講者の出席状況を把握し、出席状況の不良な者に対しては、修了を認めないものとする。
- (3) 講習会の終了後は、三十日以内に次の事項を記載した実施状況報告書を講習会の実施場所を管轄する都道府県知事を經由して厚生大臣に提出すること。

ア 受講人員

イ 修了証書を与えた者の氏名及び証書番号

ウ 講習会に要した経費の収支決算

エ その他参考となる事項

- (4) 講習会の主催者は、講習会及び受講者に関する資料を昭和四十六年三月末日まで保存すること。

【図 10】

	講習科目
	講師氏名
	時間数
(別添可)	講師の職業、略歴
	備考

別記様式【図 11】

第 号
修 了 証 明 書
本籍地都道府県名 氏 名 生 年 月 日
理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）附則第 4 項第 2 号の規定に基づく下記の厚生大臣指定講習会の課程を修了したことを証明する。
記
講習会の名称 開 催 期 間 開 催 場 所 課 程 昭和 年 月 日
講習会主催者名 印

- 注 1. 課程は、理学療法士又は作業療法士に係る全課程もしくは講習会実施要領 1 の(3)にいう基礎医学、理学療法士又は作業療法士に係る臨床医学大要、理学療法、作業療法の区分による。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格 B 5 とする。

○理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験の受験願書に添付すべき書類の作成について
(昭和四十年十一月二十九日医事第一一七号 各都道府県衛生主管部(局)長宛
厚生省医務局長医事課長通知)

標記については、本年十月二十三日医発第一二七〇号(以下「一二七〇号通知」という。)をもって医務局長から通知されたところであるが、左記の事項については次によることとしたので御了知のうえ、関係者に対する指導にあたりよろしく御配慮願いたい。

記

一 国立の病院(日本国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社及び労働福祉事業団が開設したものを含む。)の勤務にかかる証明については、証明の手数を簡略にするための前記の一二七〇号通知別記様式第一号による証明書の下欄(都道府県知事等の証明欄)の部分の証明を省略しても差し支えないこと。

二 一二七〇号の通知第三の一の(4)の二でいう二〇〇例の算定方法は、すでに指示されたとおり通常は最近一年間に医師の指示の下に理学療法を行なった患者数がおおむね二〇〇人である場合とするが、生活保護法による医療扶助のための施術又は保険医療を担当した場合にあつては、診療報酬請求明細書一枚をもつて一例と算定し、二〇〇例の中に合算することができること。

この算定方法によつて「最近一年間に医師の指示の下に二〇〇例以上の患者に対し理学療法を行なったことを証する書類」を提出する者にあつては、患者別の診療報酬請求明細書の枚数を一二七〇号通知別記様式第二号中に記載すべき患者氏名の下に、それぞれ記載するとともに、関係官公署又は保険者が、

患者名、疾病名並びに当該患者に関し最近一年間において診療した期間及び同期間に提出した診療報酬請求明細書の枚数に関し証明した書類(別添様式)(図12)を添えること。

三 受験願書及びそれに添付して提出する書類の用紙は、上質紙を用いさせるよう指導すること。

別添様式【図12】

受 験 者 氏 名			
患 者 名	疾 病 名	診療期間	診療報酬請求明細書の枚数

~~~~~

上記の者は、最近1年間(昭和 年 月から 年 月までに)において上記のとおり 医療扶助のための施術 を担当したことを証明します。  
保険医療

年 月 日

福祉事務所長  
(社会保険出張所長)氏 名 ㊟  
(健康保険組合理事長)

備考 この書類は、各証明権者別に2枚以上になつても差し支えないこと。

○理学療法士作業療法士審議会答申

(昭和四十年九月二十三日 厚生大臣宛 理学療法士作業療法士審議会会長答申)

昭和四十年八月六日厚生省発医第一九一号をもって諮問があつた「理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第百三十七号)第九条の理学療法士国家試験及び作業療法士国家試験、同法第十一条第一号及び

第二号の学校又は理学療法士養成施設の指定並びに同法第十二条第一号及び第二号の学校又は作業療法士養成施設

成施設の指定に関する重要事項」のうち、理学療法士国家試験及び作業療法士国家試験に関する重要事項について次のとおり答申する。

理学療法士作業療法士審議会は、昭和四十年八月六日付厚生省発医第一九一号による厚生大臣の諮問に応じ、八月六日以来本日まで六回にわたって慎重に検討を重ねてきた。

理学療法士及び作業療法士法は、すでに本年八月二十八日に施行されており、その立法趣旨からして、また、リハビリテーション医療の需要にかんがみて、理学療法士及び作業療法士国家試験は、本年度中には第一回を実施することがのぞましいので、審議はきわめて限られた期間内に終える必要があつた。

本審議会は、その間にできる限り慎重に審議を重ねて来たが、とりあえず、もつとも急を要する受験資格、試験科目、試験方法等国家試験に関する重要事項について、ここに結論を得たので答申するものである。

なお、理学療法士、作業療法士学校、養成施設の指定に関する重要事項については、審議を続行し、早急に意見をとりまとめ答申する考えである。

いうまでもなく、理学療法士及び作業療法士は、医学的リハビリテーションの重要な一翼を分担する職種であり、また、国際的な基準があつて、その資質の向上に努めているところであり、わが国があらたに本制度を創設するにあたつても、国際的な水準にできるだけ近づけた内容のものとすることがもとよりのぞましいといえよう。

しかしながら、他方、現実の問題として、現に一部の理学療法又は作業療法の業務に従事する者に対しても、新たな身分制度を創設するにあたつての経過的措施に慎重な配慮を加える必要があると考えられる。

審議会は、以上の二つの考え方について、慎重に検討したが、理学療法士及び作業療法士の資質を確保しつつ、当面の需要に応ずる見地から、前者の考え方を基礎にはするものの、一方現実との調和にも留意した内容のものにすべきであるという結論に到達した。

以下、項目の順にしたがつて審議会の結論を記述するが、この答申の線にそつて、すみやかに法の趣旨が具体化され、わが国の医学的リハビリテーションが進展し、真に国民の福祉に寄与することを切望するものである。

#### 一 試験の程度及び範囲について

(1) 理学療法士及び作業療法士は、医学的リハビリ

テーションの中心となる重要な職種である。それぞれには WCPT (世界理学療法士連盟)、WFOT (世界作業療法士連盟) があつて、国際的にその資質を高めるよう努力が払われており、現に諸外国では、資格取得試験の水準はかなり高い。したがつて、わが国でも試験の程度や合格基準の設定にあたつては、できるだけ国際的な水準と同等になるようにすることがのぞましく、現在の国立療養所東京病院附属リハビリテーション学院の教科課程水準は、試験を実施するに当つての重要な目途とすべきである。

(2) 測定、検査等による評価及び理学療法における自動運動の重要性が必ずしも十分認識されていないこと。作業療法と職業訓練等が混同されていること等の傾向がみられるので、試験の実施にあたつては、これらの点に、とくに留意することが必要である。

(3) 当面は、正規の試験の受験者に比し、特例試験のそれがきわめて多い。このため、特別試験の程度及び範囲の設定如何によつて理学療法士又は作業療法士の社会的評価が左右されることが予想される。したがつて、この特例試験においても後述の科目免除の取扱いとは別として、課することとした試験科目に関するかぎりは、(1) の程度及び範囲の下で実施する正規試験と同一内容で行なうべきである。

ただ、試験問題の提出に当つては、出題を多くしてその中から選択解答できる仕組を採用する等の方法も用い、その結果として、特例受験者の専門分野の知識技能、業務経験等を尊重できるような運用面での配慮が必要である。

#### 二 試験の方法について

(1) 試験は、理学療法士又は作業療法士の業務内容にかんがみ、筆記、口述及び実技をもつて行なうべきである。

(2) 実技による試験については、実施上種々の困難をとまなうものと考えられるが、患者について実際に試験を行なうことがのぞましい。それができない場合でも、受験者相互間で行なつたり、また、器具、機械、材料等を用いる等の方法で行なうことが適当と考えられる。

(3) 現に理学療法業務に従事するもののうち、視力障害者がいるので、受験者の利便を考慮して、試



験について点字を利用すること等も必要であろう。

- (4) 特例試験が行なわれる期間は、受験者がかなり多数にのぼると考えられるので、筆記試験合格者のみに口述及び実技試験を受験させる等の方法をとることが適当である。

### 三 試験科目について

- (1) 理学療法士又は作業療法士の業務内容にかんがみ試験科目は次のとおりとすることが適当である。

#### 理学療法士

- 1 基礎科目
  - イ 解剖学
  - ロ 生理学
  - ハ 運動学
  - ニ 病理学
  - ホ 医学的心理学

#### 2 臨床医学大要

#### 3 理学療法

#### 作業療法士

- 1 基礎科目
  - イ 解剖学
  - ロ 生理学
  - ハ 運動学
  - ニ 病理学
  - ホ 医学的心理学

#### 2 臨床医学大要

#### 3 作業療法

前記の「基礎科目」及び「臨床医学大要」については、筆記に加えて口述による試験を「理学療法」又は「作業療法」については、筆記及び口述のほか、さらに実技による試験を課する必要がある。

- (2) 特例試験の試験科目については、法附則第四項に規定する政令で定める者のうち公的な資格試験制度で、解剖学、生理学、病理学等についての知識を既にためられている者がある場合には、それらの者に対し、それぞれの該当科目を免除することが適当であろう。

しかしながら、理学療法士又は作業療法士は、他の医療関係者に比し、その業務内容から健康者及び障害者の運動機能についての知識をより強く要求されるので、前記の科目を免除する場合でも、他の科目において、可能な範囲で機能解剖学、病態生理学等に関する知識にも及ぼして試験するこ

とが必要である。

### 四 病院、診療所以外の省令で定める施設について

- (1) 理学療法士又は作業療法士の業務は、医師の指示に基づいて行なう患者に対する医療行為であり、通例、病院、診療所で行なわれるべきものである。

しかし、医学的リハビリテーションを行なうとともに社会福祉等の機能目的をもつた施設も現実には多く存している。これらの施設の間には、医学的リハビリテーションの実施において、当然質的にも量的にも差異があるので、そのどこかに限界を求め、施設を定めざるを得ないのである。

- (2) 医学的リハビリテーションを行なうための職員として、医師がおかれておりその医師の指示の下に理学療法又は作業療法の業務を行なっていると認められる施設、もしくは、病院、診療所の医師と十分な連けいをとつて、その医師の指示の下に業務を行なっていると認められる施設は省令で定める必要があり、また、施設の設置目的が、医学的リハビリテーションそのものでなくても、その目的を進める方法として医学的リハビリテーションの機能を併せ行なっている施設も、省令で定めるべき施設に含め純粹の職業的リハビリテーションを行なう施設は除くことが適当と考えられる。

- (3) 以上のような考え方に従えば、理学療法士及び作業療法士については、結核回復者後保護施設、第一種更生施設、肢体不自由者更生施設、特別養護老人ホーム、養護学校等を、理学療法士については、あん摩業、マッサージ業又は指圧業施術所、高等部理療課程をおく盲学校等を、作業療法士については、精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設、精神薄弱者援護施設等を省令で定めるのが適当である。

### 五 法附則第四項第一号の政令で定める者について

- (1) 法附則第四項において、高校卒程度の学歴を有する者のほか、政令で定める者については、医療関係者として必要とされる基礎的な医学もしくは保健衛生の知識を、公的資格取得の過程を通じて修得しているとみられる者、すなわち保健婦、助産婦、看護婦（人）、准看護婦（人）、診療エックス線技師、衛生検査技師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師等に限定して規定すべきである。

(2) 結核、らい及び精神病院や精神薄弱児等においては、義務教育課程のみを修了し、しかも前記の医療関係者の資格をも有していないまま、現に一部の理学療法又は作業療法に従事している者もいる。これらの者は医学もしくは、保健衛生に関する基礎的知識を有することが公的には証明されていないので、受験資格を有しないこととなつても、現段階ではやむを得ないものと考えられる。

## 六 法附則第四項第二号の講習会について

法附則第四項第二号の講習会は、特定分野における業務経験を有するが、正規の養成課程を経ない者に対し、国家試験の受験資格を附与するために行われるものであるので、講習会の指定基準は次のとおりとするのが適当である。

- (1) 主催者は、国、地方公共団体又は医学に関する学術団体であることを原則とすること。
- (2) 講師の資格は、解剖学、生理学、病理学及び臨床医学大要については、医師であること。その他の科目については、当該科目について相当な学識経験を有する者とする。

- (3) 講習科目とその時間数（図 13）及び各科目ごとの教科内容は次のもの（表 1）を標準とすること。

なお、例えば、国立身体障害者更生指導所において行なつて機能療法士研修及び職能療法士研修、肢体不自由児施設において行なつた療育技術者養成の課程のような研修会は、部分的には前記の講習会の水準に達していると認められる。このような課程を修了した者のうち、前記指定講習会の受講前に病院、診療所、その他の施設において、医師の指示の下に、理学療法又は作業療法を五年以上業として行つた者については、指定講習会の該当科目の縮減を考えることが必要である。

また、国において講習会を実施するか、テキストを配布する等諸般の便宜をはかるとともに、受講者の便宜のために、講習会を四つ程度に分けて、単位制で履修できるようにすること等についても併せて配慮することがのぞましい。

## 七 「医師の指示の下に理学療法又は作業療法を五年以上業として行なつた者について」の運用方針について

ここでいう「医師の指示」とは、理学療法又は作業療法を行なうにあつて、医師が施術の方法、施術量を示し、かつ病勢の変化に応じて行なう具体的

な指示と考えられる。なお、これらの療法は、医師による患者の診断があつた後に行なわれるのでなければならない。

ここで、とくに問題となるのは、あん摩業、マッサージ業あるいは指圧業の施術所におけるように独立して業務を行なっている場合である。そこで行なわれる施術が医師の指示の下に行なわれた理学療法であるかどうかの判別は極めて困難である。

しかしながら、医師との間に、施術に関する指示を受ける関係が継続的に存在し、かつ、相当数の患者を取り扱っていることが明らかに認められるものについては、医師の指示の下に理学療法を業として行なっているものと解せざるを得ないであろう。

この場合、医師との指示関係を明確にするため、最近一年に取り扱った患者について、患者名、診断名、施術に対する指示内容等を列記させ、これに指示した医師の証明を得る等の方法をとることが必要であろうし、その取り扱った患者の数としては、少なくとも一年間に二百人程度とするのが適当と考えられる。

講習会の科目及び時間数【図 13】

| 学 科 名                                                                            | 理学療法士時間数<br>(時間) | 作業療法士時間数<br>(時間) |
|----------------------------------------------------------------------------------|------------------|------------------|
| 解 剖 学                                                                            | 60               | 60               |
| 生 理 学                                                                            |                  |                  |
| 運 動 学                                                                            |                  |                  |
| 病 理 学                                                                            | 60               | 60               |
| 医 学 的 心 理 学                                                                      |                  |                  |
| 臨 床 医 学 大 要<br>〔医学的リハビリテーション概論を含む〕                                               | 60               | 60               |
| 理 学 療 法                                                                          | 110              | 10               |
| 治療体操、日常動作訓練、マツサージ、水治療法、熱療法、光線療法、電気治療及び診断検査、測定、義肢装具等、その他                          |                  |                  |
| 作 業 療 法                                                                          | 10               | 110              |
| 応用美術、デザイン、陶工、木工、織物、園芸、日常動作訓練、精神障害に対する OT、身体障害 “ ”、その他の障害 “ ”、測定及び職業前評価、義肢装具等、その他 |                  |                  |
| 計                                                                                | 240              | 240              |

【表 1】各科目の教科内容

## 1 解剖学

- (1) 人体解剖学概説
- (2) 骨格系概論
- (3) 筋肉系概論
- (4) 神経系概論
- (5) 皮 膚
- (6) 関 節
- (7) 頭 蓋
- (8) 脊柱および胸廓
- (9) 上 肢
- (10) 下 肢
- (11) 背部の筋
- (12) 頭部、頸部、胸部および腹部の筋
- (13) 四肢の筋
- (14) その他

## 2 生理学

- (1) 人体生理学概説
- (2) 筋肉系概論
- (3) 神経系概論
- (4) 心臓循環器系概論
- (5) 呼吸器系概論
- (6) 大脳皮質、脊髄の機能
- (7) 反 射
- (8) 理学療法、作業療法の循環、呼吸、排泄等に対する影響
- (9) その他

## 3 病理学

- (1) 病理学概説
- (2) 奇 形
- (3) 変 性
- (4) 腫 瘍
- (5) 炎 症
- (6) 循環障害
- (7) 細菌感染
- (8) 寄生虫疾患
- (9) その他

## 4 運動学

- (1) 運動学概説
- (2) 関節、筋、神経
- (3) 反射運動
- (4) 上肢の運動
- (5) 下肢の運動
- (6) 歩 行
- (7) 運動機能の成長
- (8) 各種体位における姿勢

- (9) 妊娠中、臥床患者等の姿勢と体位
- (10) その他

## 5 医学的心理学

- (1) 精神の発達
- (2) 知性、感情、意志
- (3) 心身相関
- (4) 精神障害
- (5) 精神療法
- (6) その他

## 6 臨床医学大要

### (A) 理学療法士の場合

- (1) 一般医学
- (2) 整形外科及び一般外科
- (3) 神経・筋障害
- (4) 医学的リハビリテーション概論
- (5) その他

### (B) 作業療法士の場合

- (1) 一般医学
- (2) 整形外科及び一般外科
- (3) 神経・筋障害
- (4) 精神障害
- (5) 医学的リハビリテーション概論
- (6) その他

## 7 理学療法

- (1) 日常動作訓練
- (2) マッサージ
- (3) 治療体操（スポーツによる治療を含む）
- (4) 熱療法、光線療法、水治療法（温泉療法を含む）
- (5) 電気治療及び診断
- (6) 検査、測定
- (7) 義肢装具等
- (8) その他

## 8 作業療法

- (1) 応用美術、デザイン
- (2) 陶工、木工、織物、園芸
- (3) 日常動作訓練
- (4) 精神障害に対する作業療法
- (5) 身体障害に対する作業療法
- (6) その他の障害に対する作業療法
- (7) 遊戯療法、スポーツによる治療、レクリエーション療法等
- (8) 測定及び職業前評価
- (9) 義肢装具等
- (10) その他

## 地域包括ケアに関連した作業療法士の活動に関する調査 介護予防と地域支援事業を中心に

### 制度対策部

#### 【はじめに】

厚生労働省は2025年（平成37年）を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援という目的の下、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進している。これは住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供しようとするものである。このうち予防・生活支援は地域による差も大きく全体像の把握が困難である。日本作業療法士協会では各都道府県士会に協力を依頼し作業療法士の地域包括ケアに関する調査を行うこととした。

#### 【方法】

各都道府県士会（n=47）を対象に、地域包括ケアに関連する作業療法士の活動状況についてアンケート調査を実施。都道府県士会で把握している活動状況について、事業ごとに事業主体、事業名、要請内容と事業の種類（介護予防、地域支援、災害支援）の各項目に回答を求めた。平成25年12月に制度対策部保険対策委員会が運営するWeb上のネットワークを用いて情報提供を依頼した。

#### 【結果】

34都道府県士会から回答があり、回収率は72%であった。このうち都道府県士会において作業療法士が何らかの地域包括支援に参画していることを把握していたのは20士会（59%）、把握していないと答えたのは14士会（41%）であった。回答が得られた34士会では、作業療法士が参画できていないという答えはなかった。

各都道府県士会から寄せられた具体的な活動は419

件で、地域支援事業は148件（35.3%）、介護予防は97件（23.2%）、災害支援は45件（10.7%）、不明な事業が129件（30.8%）となっていた。作業療法士への要請内容で多かったのは講師が217件（51.8%）、対象者への訓練等で直接作業療法サービスを提供していると考えられるもの30件（7.2%）、事業等の企画に参画できる委員等が14件（3.3%）となっていた。

#### 【まとめ】

各都道府県士会に協力を得て行った調査であったため、回収率は高くなった。今回の調査は調査期間が短いためすべての情報を都道府県士会が把握することは困難であったと考えられる。しかし、短い期間の中で419件の事業参加の情報が得られたことは作業療法士による地域の活動が活発になっているとともに、各都道府県士会が精力的に活動し情報を把握していることを示していると考えられた。回答が得られた34士会で作業療法士が地域包括ケアへ参加していない都道府県がなかったということは、全国的に見ても作業療法士が何らかの地域包括ケアに参画していることを示すのではないだろうか。実施内容では地域支援事業が最も多く、要請内容で最も多かったのは講師であった。要請内容に関する記述がなく不明もしくは記述があるものの分類できなかった中には、相当数の直接的な作業療法サービスの提供が含まれると考えられる。より地域へ効率的に作業療法サービスを展開するために事業の計画に参画できる委員等の増加が必要になると考えられた。

今回の調査に快くご協力いただいた各都道府県士会の担当者には深く感謝している。



## 地域移行支援への取り組み ―――(第22回)

## 『働く』を支援する地域の作業療法

社会福祉法人復泉会 KuRuMiX 峰野 和仁

## [地域で働くきっかけ]

私が作業療法士を志したきっかけは、知的障害者が『働く』ことに作業療法の技術を生かせると感じ、資格を取得するために養成校へ入学したところから始まる。そして卒業後の平成12年春から社会福祉法人復泉会へ入社した。病院勤務経験もなく、その頃は地域の作業療法士もほとんどいなかった時代であり、ただただ業務に追われながら毎日を過ごしていた気がする。今回は、この十数年間の私の経験を紹介し、地域移行支援における作業療法士の役割について考える機会としたい。

## [はじめての就労支援、そして…]

毎日を「作業療法士と支援員の違いは何なのか?」と模索しながら過ごしている中、障害者就労を考えている企業から相談を受けた。企業への就労支援で求められるのは、企業側に障害者のことをより分かりやすく伝える技術とともに、障害者に名刺の渡し方や挨拶をはじめとする社会常識を指導する技術であった。私自身が一人の社会人として、そして専門家として、企業と障害者、双方に向けて支援を行ったのである。障害者とどのように接すればよいのか分からず、声をかけてもいいのか不安で「挨拶をしていいのですか?」という質問が来るほど、企業では障害者の認識が不足していることもあった。また、例えば、障害のある40代の方に企業の担当者が「数がわからないようだから、教えてあげる」と指導していた時には、実際の仕事の場面では数を数えられなくても、専門用語を使わず、治具の活用や環境整備といった少しの工夫で対応することができるということを見せて、実状を知っていただくことに努めた。就労支援を行っている時には、問題(できない)となりうる事態に迅速に対応し、できなかったことをできるようにすることで、企業にも本人にも安心感を与え、信頼感を勝ち取っていくことが大切であった。はじめての就労支援の中、私の言動ひとつで人生を変えてしまう、人生を支えていると感じたのはこの時であり、同時に地域における作業療法士の必要性も感じることもできた。またはじめは、私の名刺に書いてある『作業療法士』についてよく分からない様子であった企業の方から「作業療法士って、他の人と

みるところが違う職種なんだね。」と言われた。この時私は、問題といわれることを問題のままにせず、「できる」ようにするための環境の工夫で支援をするという点は、他の支援員と違った視点なのではと感じた。このことから作業療法士が地域で支援する意義について再認識することができ、現在も働き続けることができている。

## [KuRuMiX 設立から、作業療法士の役割と今後]

知的障害者の就労を支援しながら、「働くとは」「障害者が地域で当たり前には」「作業療法士として何ができるのか」ということを模索してきた。現在も、障害福祉サービス事業所 KuRuMiX(くるみっくす)で管理者として勤務し、地域における作業療法士の役割を模索している。KuRuMiXは、平成25年10月4日(ジュースの日)にオープンしたばかりであるが、地元の農産物を使ったジュースの製造・販売等の業務を通して、障害者各々の自己実現を目指している。この KuRuMiX 設立の準備を経験し、障害者と向き合い作業を評価、分析するのみではなく、地域の産業構造の変化への対応、医療・福祉・農業・工業等の産業構造を越えた地域との連携や関わり、地域の活性化を含めた地域の障害理解等も評価・分析することで、作業療法士ならではの人間力や知識、視点が発揮できる場であると確信できた。

今後は、従来困難と考えられてきた流通業における管理業務等を知的障害者が担うことができる仕組みづくりが障害者の働く場の拡大につながり作業療法士の力を発揮できる分野であると考え、平成26年度の中ごろ、障害者の一般就労を目指す仕組みを整備した店舗兼物流センターの建設を準備している。

そして障害者が作業所で給料(工賃)を多く稼ぎ、一般企業で働き、ボランティア活動や納税等の社会貢献、自己実現へと結びつく一連のサイクルが生まれるために、障害者・作業・地域を知り、地域の中で障害者が当たり前になることができる社会づくりをしていくことが、地域移行に携わる作業療法士としての役割のひとつであると考えている。また、障害者や地域の様々な人たちと関わりながら挑戦していくことが、地域で働くおもしろさだと感じているところである。



## 「役割間葛藤」の捉え方で気持ちにちょっと余裕を

西条中央病院 篠原 裕子

### 【はじめに】

作業療法士になって13年目。その間、私には「妻」の役割と「母」の役割が増えた。ワーク・ライフ・バランスの重要性があちこちで聞かれるようになったが、役割が増えたことで生じる役割間葛藤とその捉え方について書いてみたいと思う。

### 【どちらも一生懸命だから生じる葛藤】

私の場合、幸いにして平日もサポート可能な勤務体制の夫と、「孫の為なら何でも言って」、と協力してくれる近くに住む義両親と両親の存在がある。また、職場の敷地内に保育所があり、院内にも病児保育のできる環境があり、有休制度も取りやすくなった状況などを含め、社会的なサポートを十分に活用できる立場にある。人的環境にも恵まれ、ありがたい状況にいることは分かっているが、私の中では常に「作業療法士」と「母」の役割間で葛藤が起こっているのである。

例えば、子どもは急に体調を崩す。身体が弱っているときは朝からべったり私にくっついてることが多い。母としては「仕事を休んで看病してあげたい」と思い、フルタイムで勤務する作業療法士としては「今日は外来も入院も自分が担当する患者さんが多い。迷惑をかけるし、ミーティングもあるし、委員会もあるし休めない」と思う。どちらがより大事ということではなく、どちらも一生懸命だからこそ葛藤が生じてしまうのだ。

### 【葛藤という心の痛みをどうするか】

結局、家族のサポートが受けられる状況でも、社会的支援が受けられる状況でも、その日子どもの傍に居るか、仕事に行くかを決めるのは自分である。子どもの傍に居ることを選択した場合、職場の仲間や対象者に対しては「迷惑をかけて申し訳ない」と思い、仕事に行くことを選択した場合、子どもに対しては「一緒に居てあげられなくてごめんね。寂しいよね」との思いでいっぱいになる。こんな思いをしている人は私だけでなく大勢いるのではないだろうか。

役割間葛藤でいつも心に痛みが生じてしまう。が、世の中の多くの人は複数の役割を持っており、どう頑張っても複数の役割がこなせない場合もあると思う。なぜなら身体は一つしかないのだから。私は何度も何

度も葛藤するうちに、どんなに悩んでも解決不可能なことだと思うようになった。役割を減らさない限り、この心の痛みは起こるべくして起こる、ある意味で健全な心の姿ではないだろうか。「申し訳ない」「ごめんね」という気持ちで自分自身を責めすぎず、仕事を辞めようかと思いつめず、無理をしすぎず、自分の心は健全なのだ、と言い聞かせてみることにした。

### 【心の痛みは思いやりと感謝の気持ちにつながる】

健全な心の痛みと言いついて聞かせてみたところで、やはり痛みは痛みである。だからこそ、前向きに捉えられる視点が必要だと感じた。「ごめんね」の気持ちはいつか子どもにも伝わるだろうし、より思いやりを持って一緒に居る時間を過ごすことができるかもしれないし、家族の時間をより大切にできるかもしれない。また、職場や対象者への「申し訳ない」気持ちは、いつか恩返しするからね、の気持ちを大きくしてくれるし、今受けている周囲のサポートをありがたく思い、同僚や上司に配慮できる社会人となり、埋め合わせをしようと思えるようになる。そう捉えると気持ちがちょっと軽くなる。子どもに手がかかる期間は何十年も続くものではないだろうし、役割はその都度変化していくものだ。長期的に見れば、今子育ての役割を得た上で勤務も継続させてもらっていることは作業療法士として「自己の治療的利用」という意味でも、対人関係の中で自然に活かすことのできる大きな財産となり得るのではないだろうか。

### 【おわりに】

ワーク・ライフ・バランスの重要性や仕事と子育ての両立、女性の管理職起用など、社会全体の制度がどんなに整えられ、それを利用できるようになろうとも、利用する一人ひとりの気持ちがギスギスしたものだと役割間葛藤においても自分を責めすぎてしまうのではないか。まずは、自分の心の痛みを少し長期的な目で見てみよう。受けているサポートを、してもらって当たり前と思わず、その痛みを感じながら生活していくことで、母として作業療法士として子どもや家族、社会に還元できるものがたくさんあると思う。私自身、複数ある自分の役割に感謝し、向き合いながら、これからも日々を大切に過ごしていきたい。

# 「復職への不安軽減研修会」を実施

休職中の女性会員の悩みや今後の課題を確認する場に

事務局 福利厚生委員会

福利厚生委員会では、以前より復職・領域転換や求人・待遇等についてアンケート調査を実施してきた。その結果、多くの会員が直面している様々な問題、とりわけ女性会員が妊娠、出産、育児の悩みに加え仕事との両立、復職などの多くの不安を抱えている状況が明らかになり、女性に対する支援が課題となってきた。そこで今般、当協会にとっては初めての試みとして女性の復職支援を目的に「復職への不安軽減研修会」を実施したので報告する。

研修会が行われたのは去る9月26日。

参加者は7名で、多くは東京近郊に在住の会員だったが、石川県、新潟県と遠方からの参加者もみられた。身障、精神、老年、地域の各領域から講師4名、スタッフも加わり、和やかに研修会は進んだ。

研修内容は、①各講師の復職経験談、②各領域に分かれてのグループディスカッション（身障、老年・地域、精神）、③全体でのディスカッションであった。①の各講師の復職経験談では、はじめ緊張して硬い表情の参加者も多くみられたが、講師が休職することになった経緯や復職していく経過、仕事を続けながらの子育て経験を分かりやすく話し、参加者からは共感の声が聞かれた。②各領域に分かれてのグループディスカッションでは、身障、老年、地域、精神の領域から講師4名の復職経験を伺い、領域ごとに分かれてグループディスカッションを行い、その領域での現状やその領域で復職を希望する参加者の不安や悩みを話し合ったり、具体的な徒手療法等を模擬的に実施しているグループもあった。③の全体でのディスカッションでは全体を振り返りながら参加者一人ずつが話せる機会を作り、率直な意見を言い合える場とした。

福利厚生委員会としては、女性会員の悩みや今後の課題等の確認の場とすることができ、研修会アンケートからも研修会に対する期待や参加して良かったという感想が多く聞かれた。研修会後には懇親会を開き、研修会では語られなかった内容を詳しく聞ける機会や、互いの悩みに共感し、気兼ねなく話し合える場となった。



今回の研修会は参加者こそ少人数であったが、広報をみて「この研修に参加したい」と強い希望を持って遠方から参加された方もおり、何らかの事情で休職をしている会員がいかにも不安を抱えているかが伝わってくる研修会となった。また、同じ悩みや不安を抱えている仲間がいると感じ、復職時の知識・技術を補う必要性や仕事と育児の両立のヒントなどを共有することで、安心感を提供することができるよい機会となった。来年度以降もさらに、復職支援など女性会員に向けた支援を検討中である。研修会等のご希望があれば福利厚生委員会までご連絡ください。

## 訃報連絡

謹んでお悔やみ申し上げます。

39496 高谷 北人氏（青森） 2013年12月25日 逝去



## 大会準備、ラストスパート！

開催まで4ヵ月余りとなり、大会の準備のための活動が活発化してきました。1月29日現在、参加登録者数は国外が591名、国内が1,148名、合計1,739名です。早期事前登録の締め切りの3月末までに駆け込みでこの数字が増えていくことを期待しています。会場のパシフィコ横浜は規模が大きく、1万人規模の大会の開催も可能です。最低でも国外からの参加者1,500名、国内の参加者3,500名を想定して会場準備が進められています。

さて、社会交流・接遇委員会では、会期中のセレモニーを企画しています。大会中の大きな流れは本誌1月号に紹介しました。開会式は6月17日(火)の夕方、国立大ホールで開催されます。開会式のアトラクションでは日本の伝統芸能を披露して、大会開幕に相応しいおもてなしで国内外の参加者を歓迎します。続いて行われるウエルカムレセプションは立食パーティー形式で行います。大会期間中に多くの海外の作業療法士と知りあいになれるでしょう。ウエルカムレセプションはその最初の機会なので、この交流の機会を楽しんでいただければと思います。

開会式に先立って開催されるプレコンgresワークショップでは、フルデイセッションが9、ハーフデイセッ

ションが14開かれます。近日中に各テーマの日本語訳が公開されますので、内容を確認して興味があるものにはぜひ参加してみましょう。世界で実践されている作業の最新情報や技術を学ぶことができます。

もう一つの目玉は機器展示です。福祉機器を中心に国内外のメーカーや販売店へ出展を依頼しています。日本企業が世界に誇る福祉車両や最新ロボット技術の紹介など盛りだくさんな企画を準備しています。

(第16回WFOT大会2014実行委員長 山根 寛)

(社会交流・接遇委員会 委員長 清水順市)

日本作業療法士協会 HP



クリック！



スポンサー募集

クリック！

## 日本の作業療法士の皆さんの寄付は、開発途上国の作業療法士の参加支援と コンgresパーティーなどにおける国際交流支援に使います！

開発途上国の参加支援費用のため「ラーメン1杯とコーヒー1杯で国際交流・国際貢献」をキャッチフレーズに寄付を募っています。本誌8月号、12月号に振込用紙を挟み込みましたので、こちらをご利用ください。

実行委員長からの重ねてのお願い → 会員お一人1,000円のお志で4,700万円になります。  
あなたのおもてなしの心を形で示しましょう！

寄付口座：「郵便振替口座」口座番号 (00110-1-585996) 加入者名 (第16回WFOT世界大会組織委員会)

2013年12月は、下記でご寄付をいただきました。(順不同敬称略)  
青山尚幸、佐藤千鶴子、岩手県作業療法士会有志一同、福田文康、水越裕之・真優美、田中美佐江、河村陽子、田中悟郎、矢野真知子、松葉正子、北原裕子、野口和則、大野ひとみ、中山未央、山田小百合、姫野美由紀、林正春、北山幸穂、福田寛徳、石川昭彦、進藤図南美、魚岸実弦、舟橋吉美、小菅知子、山田拓郎、大分県現職者講習会Ⅲ、藤原宗史、岩田篤樹、柴田美貴、浅野みずき、小嶋沙織、原田一樹、四元祐子、山本英之、長谷川峰子、小野敏子、秋山佳世子、富山県立中央病院(真木豊美、稲垣裕子、高岡厚視、若林梨絵)、川上京子、福田健一郎、吉賀翔平、江口友紀、森内早苗、竹内康一、若生ちあき、服部優美、波多野裕子、小櫃竜士、高橋恵一、岡本英恵、塚本健二、匿名希望7名

2010年6月から2013年12月までの合計  
バッジ等販売計 ￥1,879,830  
振り込み等寄付計 ￥2,310,964  
2013年12月末の総計 ￥4,190,794  
目標は1,000万円(達成率42%)



## WFOT Congress 2014 UP TO DATE プレコンgresワークショップ参加登録受付中

6月の世界大会まであと4か月となりました。今回の大会では、プレコンgresワークショップを23セッション企画しています。3月までの参加登録の状況によっては、実施ができないプログラムが出てくる可能性がありますので、早めに参加登録を行ってください（プレコンgresワークショップへは、大会に参加しない方も参加登録

できます）。

また、定員になり次第登録を締め切るプログラムもありますのでご注意ください。

登録はこちらから！！

<http://www.wfot.org/wfot2014/jpn/contents/reg.html>

### 【1日コース】 8:30～15:30

| セッションコード | ワークショップタイトル                                       | 企画者                               |
|----------|---------------------------------------------------|-----------------------------------|
| PW02     | 川モデル：作業療法の様々な状況での理解と応用                            | ミッシェル・イワマ<br>Michael Iwama        |
| PW03     | 人間作業モデル研修会                                        | カースティ・フォーサイス<br>Kirsty Forsyth    |
| PW05     | 治療的スパイラルモデル                                       | ヴィヴィアン・アラース<br>Vivyan Alers       |
| PW07     | 作業療法士のための小児マッサージ療法ワークショップ                         | レーガン・デニソン<br>Reagan Dennison      |
| PW08     | MERIの作成：プログラム評価と計画への参加型アプローチ                      | ケリー・トーマス<br>Kerry Thomas          |
| PW09     | 社会変化の推進：作業療法・健康・人権                                | クレア・ホッキング<br>Clare Hocking        |
| PW11     | 無気力症への取り組みの促進：重篤な精神疾患を有する患者が有意義な活動を回復するための作業療法的介入 | テリー・クルパ<br>Terry Krupa            |
| PW13     | 救急外来における高齢者の機能評価（FSAS-ED）                         | ナタリー・ヴェイレット<br>Nathalie Veillette |
| PW14     | 専門家のマーケティング・プロモーションの紹介                            | マリリン・パティソン<br>Marilyn Pattison    |

### 【半日コース】 8:30～11:30 / 12:30～15:30

| セッションコード | ワークショップタイトル                                                 | 企画者                                       |
|----------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| PW01     | COPMの新たな知見と応用                                               | メアリー・アン・マコール<br>Mary Ann Mccoll           |
| PW04     | フォトボイス（Photovoice）：参加型手法と視覚映像法を用いた作業参加促進をめざす協同              | エリック・アサバ<br>Eric Asaba                    |
| PW06     | ストレスマネジメントの作業療法への適用：ストレスマネジメント技術の認知行動療法への適用の模索              | フランクリン・ステイン<br>Franklin Stein             |
| PW10     | TRE ワorkshop                                                | 荒巻 裕                                      |
| PW12     | デジタルでの情報管理を用いた情報過多の解決：参加型ワークショップ                            | アンジェラ・フック<br>Angela Hook                  |
| PW15     | 「作業療法士には才能が育まれる」：広い指針を背景に起業家精神、戦略的思考、論理的思考をもって舞台へ           | ソエミトロ・ポエルボディポエロ<br>Soemitro Poerbodipoero |
| PW16     | 遂行機能の実践型評価（Performance Based Assessment）：作業遂行に影響を与える認知障害の特定 | ドロシー・エドワーズ<br>Dorothy Edwards             |
| PW17     | 多様性とインクルーシブコミュニティのための教育：学習活動と明日の実践者のためのインクルージョンテクニック        | イヴェリッセ・ラザリーニ<br>Ivelisse Lazzarini        |
| PW18     | 意識的な生活のための感覚的ツール：作業療法の実践における有効性の増大                          | エイミー・レヴァイン・ディックマン<br>Aimee Levine-Dickman |
| PW19     | 作業療法士のためのプレイバックシアター                                         | 小森 亜紀                                     |
| PW20     | 作業と精神保健の研究：ミッション・クリティカル                                     | カトリーナ・バニガン<br>Katrina Bannigan            |
| PW21     | 神経精神のおよび認知能力に制限のある生徒への School Setting Interview の活用         | ヘレナ・ヘミングソン<br>Helena Hemmingsson          |
| PW22     | 神経学的障害のある上肢（UE）にてこずる？脳卒中後の上肢機能評価のための臨床的推論技術の開発              | デブラ・エス・オーレット<br>Debra S. Ouellette        |
| PW23     | 世界の作業療法教育における教授・学習の学識（SoTL）について：SoTLはどこまで応用可能か？             | ナンシー・クルーセン<br>Nancy Krusen                |

各セッションの詳細は大会ホームページでご紹介しています。ぜひご覧ください。  
([http://www.wfot.org/wfot2014/jpn/contents/pre-con\\_work.html](http://www.wfot.org/wfot2014/jpn/contents/pre-con_work.html))

# 第 19 回 3 学会合同呼吸療法認定士認定講習会及び 認定試験のお知らせ（詳細は実施要領参照）

かねてから本誌でもご案内していたとおり、ついに来年度の第 19 回試験より作業療法士に呼吸療法認定士の受験資格が認められます。受験にあたっては、実務経験年数の条件に加え、3 学会（日本胸部外科学会、日本呼吸器学会、日本麻酔科学会）合同呼吸療法認定士認定委員会の認める講習会への参加が必須となります。認定講習会および試験が下記の通り実施されますので、呼吸器疾患をもつ対象者へのアプローチのため、ぜひこの機会を逃さず奮ってお申込みください。

## ◆認定講習会について◆

### 1. 受講資格 次の 1)、2) とともに満たすこと

- 1) 次のいずれかの免許および実務経験年数を有する者（実務経験は免許登録日以降、申請書類提出日までとする）。
  - a. 臨床工学技士：経験 2 年以上
  - b. 看護師：経験 2 年以上
  - c. 准看護師：経験 3 年以上
  - d. 理学療法士：経験 2 年以上
  - e. 作業療法士：経験 2 年以上
- 2) 上記対象者で、受講申し込み時から過去 5 年以内に、認定委員会が認める学会や講習会などに出席し、12.5 点以上の点数を取得している者（その受講証、および修了証の写しを受講申し込み時に添付すること）。注：第 15 回（2010 年）より、この条件が追加になっています。

### 2. 講習の日程・定員・会場

| 日 程（2014 年） |                         | 定 員     | 会 場                                                        | 受講料      |
|-------------|-------------------------|---------|------------------------------------------------------------|----------|
| A 班         | 8 月 28 日（木）～8 月 29 日（金） | 4,200 名 | 品川プリンスホテル アネックスタワー 5F プリンズホール<br>〒108-8611 東京都港区高輪 4-10-30 | 20,000 円 |
| B 班         | 8 月 30 日（土）～8 月 31 日（日） |         |                                                            |          |
| C 班         | 9 月 1 日（月）～9 月 2 日（火）   |         |                                                            |          |
| D 班         | 9 月 3 日（水）～9 月 4 日（木）   |         |                                                            |          |

注 1) 定員に達した場合は、受付期間内でも申込み受付を終了いたします。

注 2) 会場への直接の問い合わせはご遠慮下さい。

注 3) 会場案内図は審査結果通知の送付時に同封します。

### 3. 講習会の講義内容

|                |                          |                    |                 |
|----------------|--------------------------|--------------------|-----------------|
| I. 血液ガスの解釈     | IV. 人工呼吸器の基本構造と保守および医療ガス | VII. 人工呼吸中のモニタ     | X. 新生児の呼吸管理     |
| II. 呼吸不全の病態と管理 | V. 気道確保と人工呼吸             | VIII. 呼吸不全における全身管理 | XI. NPPV とその管理法 |
| III. 酸素療法      | VI. 呼吸リハビリテーション          | IX. 開胸、開腹手術後の肺合併症  | XII. 肺機能とその検査法  |

## ◆認定試験について◆

### 1. 受験資格

- 1) 第 19 回認定講習会を受講した者
  - 2) 第 19 回認定講習会受講免除者
- ※ 2) については下記のとおりです。過去に「認定講習会」を受講済みの場合は、受講した年度を含めて 3 年間は受験資格が与えられます。

| 認定講習会を受講した年度    | 受講が免除される認定試験                               |
|-----------------|--------------------------------------------|
| 第 17 回 (2012 年) | 第 19 回 (2014 年) 認定試験                       |
| 第 18 回 (2013 年) | 第 19 回 (2014 年) 認定試験及び第 20 回 (2015 年) 認定試験 |

なお、受講免除者は、申請書類のうち、臨床経験を証明する「実務経験証明書」の提出は不要となります。

但し、受講免除者であることを証明する書類として、受講票、受験票、試験結果通知書のいずれか（コピー可）を提出していただきます。

## 2. 認定試験の日程・会場・受験料

| 日 程                  | 会 場  | 受験料      | ※日程、会場は 2014 年 7 月上旬頃に決定する予定です。 |
|----------------------|------|----------|---------------------------------|
| 2014 年 11 月中旬～下旬の日曜日 | 東京都内 | 10,000 円 |                                 |

### ◆受講・受験申込み方法等について◆

〔講習会受講希望者への実施要領（申請書類）の配布および申込み方法〕※定員 4,200 名

|                |                                              |                                                                                                                                                                             |
|----------------|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ダウンロード<br>可能期間 | 2014 年 3 月 3 日（月）10：00<br>～ 3 月 31 日（月）17：00 | *実施要領（申請書類）の入手方法はダウンロードのみです。                                                                                                                                                |
| 受付期間           | 2014 年 4 月 15 日（火）8：00<br>～ 4 月 22 日（火）17：00 | *申込受付は『特定記録郵便』での郵送のみ。事務局に直接持込むものは受付ません。<br>*各会場が定員に達した場合は、受付期間内であっても申込受付を終了いたします。「受取拒否」で返送するものは次のとおりです。ご注意ください。<br>・受付期間外に郵送した申請書類 ・定員超過後に郵送した申請書類<br>・『特定記録郵便』以外で提出された申請書類 |

### 【注意】『特定記録郵便』以外での申請は受け付けません。

講習会受講の申込み方法は、申請者の居住地による不公平をなくするため、『特定記録郵便』による郵送に限ります。その他の方法（直接持参するなど）での申請は受け付けません。申込みが定員に達した場合は、「受取拒否」として申請書類をそのまま返却します。

申請書類の受付は、受付開始日時以降に申請書類を郵便局に持参された日時が早い順となります。『特定記録郵便』には固有の番号が記録され、その番号から郵便局が受け付けた日時が明らかになります。

〔講習会受講免除希望者への実施要領（申請書類）の配布および申込み方法〕※定員なし

|                |                                              |                                                                                                                    |
|----------------|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ダウンロード<br>可能期間 | 2014 年 5 月 9 日（金）10：00<br>～ 6 月 13 日（金）17：00 | *実施要領（申請書類）の入手方法はダウンロードのみです。                                                                                       |
| 受付期間           | ダウンロード開始日<br>～ 6 月 30 日（月）                   | *申込受付は『特定記録郵便』での郵送のみです。事務局に直接持込むものは受付ません。「受取拒否」で返送するものは次のとおりです。ご注意ください。<br>・受付期間外の消印の申請書類<br>・『特定記録郵便』以外で提出された申請書類 |

### ◇実施要領を入手する方法◇

実施要領（申請書類）はダウンロード可能期間内に全てホームページから入手できます。

実施要領（申請書類）は全て PDF 形式です。インターネットから無料の Adobe Acrobat Reader をダウンロードして入手してください。

|                                                                                                                                                                                              |                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 《問い合わせ先》<br>〒113-0033 東京都文京区本郷 3-42-6 NKD ビル 7F 公益財団法人 医療機器センター内<br>3 学会合同呼吸療法認定士認定委員会事務局<br>TEL 03-3813-8595 FAX 03-3813-8733 <a href="http://www.jaame.or.jp/">http://www.jaame.or.jp/</a> | ・講習会受講者は→「講習会受講」係<br>・受講免除者は →「受講免除」係 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|

\*電話でのお問い合わせについては、祝祭日を除いた月曜から金曜の午前 10 時～12 時と午後 1 時～5 時までとさせていただきます。

# 協会主催研修会案内 2013年度

| 専門作業療法士取得研修 |                               |                |                  |     |
|-------------|-------------------------------|----------------|------------------|-----|
| 講座名         | 日 程 (予定も含む)                   |                | 開催地 (予定も含む)      | 定 員 |
| 手外科         | 詳細は日本ハンドセラピー学会のホームページをご覧ください。 |                |                  |     |
| 特別支援教育      | 基礎Ⅱ-2                         | 2014年2月22日～23日 | 東 京：日本作業療法士協会事務局 | 40名 |
| 認知症         | 応用1                           | 2014年3月1日      | 東 京：日本作業療法士協会事務局 | 40名 |
|             | 応用2                           | 2014年3月2日      | 東 京：日本作業療法士協会事務局 | 40名 |

| 作業療法重点課題研修                    |             |                           |     |
|-------------------------------|-------------|---------------------------|-----|
| 講座名                           | 日 程 (予定も含む) | 開催地 (予定も含む)               | 定 員 |
| 平成26年度診療報酬・介護報酬情報等に関する作業療法研修会 | 2014年3月2日   | 東 京：港区 国際医療福祉大学 東京青山キャンパス | 60名 |
| 国際学会で発表してみよう<br>～英語ポスター作成～    | 2014年3月2日   | 東 京：日本作業療法士協会事務局          | 30名 |

## 生涯教育講座案内【都道府県作業療法士会】 2013 年度

| 現職者選択研修 |            |       |            |        |     |                                                                                                                            |
|---------|------------|-------|------------|--------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 講座名     | 日 程        | 主催県士会 | 会 場        | 参加費    | 定 員 | 詳細・問合せ先                                                                                                                    |
| 精神障害    | 2014年2月23日 | 大阪府   | I-siteなんば  | 4,000円 | 70名 | 詳細・問合せ先：<br>大阪府作業療法士会ホームページ<br><a href="http://osaka-ot.jp/">http://osaka-ot.jp/</a>                                       |
| 発達障害    | 2014年2月23日 | 神奈川県  | ウイリング横浜    | 4,000円 | 80名 | 神奈川県作業療法士会ウェブサイト<br>URL <a href="http://kana-ot.jp/">http://kana-ot.jp/</a>                                                |
| * 老年期障害 | 2014年2月23日 | 広島県   | 広島大学霞キャンパス | 4,000円 | 80名 | 詳細・問合せ先：<br>広島県作業療法士会ホームページ<br><a href="http://hiroshima-ota.kir.jp/index.html">http://hiroshima-ota.kir.jp/index.html</a> |
| * 身体障害  | 2014年3月22日 | 埼玉県   | 大宮ソニック     | 4,000円 | 60名 | 埼玉県作業療法士会ホームページ<br><a href="http://hp.ot-saitama.or.jp/">http://hp.ot-saitama.or.jp/</a>                                   |

\*は新規掲載分です。

### 《研修会 WEB 申込システム導入のご案内》

平成 26 年度開催の協会主催研修会から、申込方法の一つとして“WEB 申込システム”を導入します。

WEB 申込システムは、協会員にとっての利便性の向上を図り、また今後の事業拡大を視野に入れ導入することになったものです。従来の専用申込用紙での郵送受付も併行して運用しますので、応募者は環境に合った方法で研修会申込を行ってください。

なお、応募資格は、申込時点で一般社団法人日本作業療法士協会および各都道府県作業療法士会の会員であり、かつ平成 26 年度の年会費を納入していることが必須の条件となります。

また、WEB 上での申込は会員管理システム内へのアクセスに伴い、会員番号およびパスワード（会員管理システムへログインするためのパスワード）が必要です。パスワードを紛失・忘失された場合は、再発行の手続きを速やかに行ってください。

※詳細は当協会ホームページおよび 3 月に配布の「2014 年度教育部研修会受講生募集案内」をご確認ください。

詳細は、ホームページをご覧ください。 協会主催研修会の問い合わせ先  
一般社団法人 日本作業療法士協会 電話. 03-5826-7871 FAX. 03-5826-7872 E-mail [ot\\_jigyoku@yahoo.co.jp](mailto:ot_jigyoku@yahoo.co.jp)



## 平成 26 年度の四国支部の取り組み

四国支部 支部長 植野 英一

四国支部の主な事業は四国作業療法学会（以下、四国学会とする）の開催と支部ニュースの発行である。さらに3年前に行われ盛会のうちに幕を閉じたリーダー養成研修会は、参加者の満足度が高く、かつ人材育成の重要性ゆえに継続を求める声が多く寄せられた。これを受け、予算と準備の関係をふまえ支部長の任期である3年に1回の頻度で研修会を実施していくことが過去の四国支部会議で決まり、平成26年度はその3年に一度の開催年に当たる。

平成25年度第2回四国支部定期支部会議が昨年12月15日に行われ、9月7日・8日に徳島県士会が担当した第24回四国学会の決算および監査報告、平成26年度の事業計画および予算案などについて話し合いが行われ

た。その他、規約改正について発展的な意見を頂戴し、今後、規約改正が急務となった。

次年度の第25回四国学会は香川県士会が担当し、9月6日・7日に「いいね！作業療法～それぞれの人生のために～」をテーマにサンポート高松で行われる。今後、四国内での全国規模の学会開催は未定であるため、興味関心のある方は是非、四国うどん県まで足を運んでいただきたい。

また、上記のリーダー養成研修会は11月30日（日）に高松市内の会場で「事業計画と予算の立て方について」をメインテーマに、税理士を講師に迎えて行われる。組織運営に重要な事業計画と予算について学び、質的にもワンランク上の予算立てと組織運営を目指す。

## 日本作業療法士連盟だより

連盟 HP <http://www.ot-renmei.jp/>

## 北海道作業療法士連盟設立にあたって



北海道作業療法士連盟代表 山田 毅

全国の協会の皆様、はじめまして。昨年8月15日に、公益社団法人北海道作業療法士会の活動を全面的に支持する政治団体として「北海道作業療法士連盟」を設立、代表の大役を拝しました。医療保険下での急性期・回復期・生活期における作業療法をはじめとするリハビリテーション、介護保険下での地域における作業療法をはじめとするリハビリテーションサービス、自治体や個人における健康増進や予防事業関連における作業療法士の役割の充実と発展、社会貢献を目指し、さらには作業療法士の職域拡大や社会的地位の向上に取り組んでいます。しかし現在は、少子高齢化社会における急激な社会制度やインフラの変化に伴い、リハビリテーション、特に作業療法を必要とする方々に十分なサービスを提供しきれない現状があります。特に地域の中でのサービスの展開には、苦勞しています。

そのような状況の中、すべての道民に平等で質の高いリハビリテーションサービスを提供できる環境作りに向けて政治的活動が早急に求められていることから、私たちは少しでもその活動の力になりたいと思い、北海道作業療法士連盟を設立するに至りました。北海道作業療法士連盟は作業療法が道民の健康的な生活の維持・向上に寄与することをふまえ、作業療法士が有する「生活そのものを支援する専門職」としての知識や技術が道民にさらに広く受け入れられ、道民の健康的な生活に貢献していけるよう、活動していく所存です。

全国の協会の皆様も、それぞれの地域において、協会・士会の活動とともに車の両輪としての連盟活動に取り組んでいただければと思います。まず身近なところから始めてみませんか。

# 役員の横顔 新人スタッフ取材奮闘記

## 第2回

### 山根 寛 副会長

昨年3月に二人目のお孫さんが誕生、成長を目の当たりにして毎日が発見。例えば子どもの悪戯は、悪いことをしても自分は親から受け入れられるのか試している。それを理解し、対等であることを意識しながらも言葉にできない気持ちを代弁するつもりで接しているのだという。山根氏と話していると、受け入れられる安心感で心が不思議と落ち着いてくる。そのせいか学生たちから個人的な相談を受けることも多いらしい。「一見人に優しい若者が増えているようだが、それ以上踏み込んでほしくないことの裏返しだ」ともいう。理解するだけでなく、本人の気付かない視点から言葉をかける。山根氏の言葉を借りれば対象者と「体験を分かち合う」ことが、この安心感を形作っているのかもしれない。

学術的な文章を執筆する傍ら、論理的な言葉にはならない「こぼれおちる」言葉があるという。これが、山根氏の紡ぎだす詩のような表現なのだろうか。これも対象者や学生と体験を分かち合う中で生まれたものだそうだ。ある時、氏が手招きをするので覗きこむと、大きく口を開けて笑う、粘土でできた仏さまの作品の写真だった。「にぎり仏」といって、麻痺のある対象者の握力が変化する過程を見たり、会話のきっかけのために一緒に作っているのだという。仏さまの明るい表情が山根氏を中心に広がる温かい人の輪そのもののようで、いつまでも心に残っている。



### 清水 順市 副会長



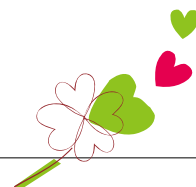
インタビューを受けるのは初めてだという。照れながらも、紡ぎだされる言葉には迷いがない。

清水氏は長野県の農家出身。自身もその跡を継ぐつもりであったが、急きょ兄が跡を継ぐことになり「これから引く手あまたになる、可能性のある仕事」という周囲の言葉を受け、当時は日本にも数えるほどしか居なかった作業療法士の道を志す。フットワークの軽さはこの時に始まったことではなかった。若いころの夢は山岳スキースキーのインストラクター。カナダにまで足を運び、人工的に雪崩を起こして山頂から滑り降りる「ヘリコプタースキー」も経験した。

何かを極める一言業にするのは簡単だが実行に移すのは至難の業である。挫折した時に立ち直れるかという不安もあるだろう。しかし清水氏からは、そういった不安は感じられない。それは彼の信条“最終的には自分で決めること”に表れている。その気持ちが自身だけでなく周りをも動かしていくのである。

「自分は協会に恩返しをしたい。会員ひとりひとりの意見を聞く姿勢はいつも持っています。不安を感じたら、協会に声をかけてください」無骨なだけではない、周囲を驚かせるような行動力とパワーが清水氏の最大の魅力だと感じた。

(本誌制作スタッフ 井上 芳加)



## 編集後記

本誌がお手元に届くころ、会員諸氏はソチオリンピックで寝不足なのかもしれない。この後に続くパラリンピックも同じだが、国を問わず、選手がこの日のために積み上げてきた並々な努力が今まさに花開こうとしている。そんなひたむきさに、誰もが興奮と感動を覚えることだろう。

今号で「理学療法士及び作業療法士法の解説」の掲載が終了する。昭和40年から、もうすぐ半世紀。この間のたゆまぬ努力があればこそ、今の作業療法があるのだと思う。そして、今までの努力が将来につながるようにとの思いから「作業療法の定義」改定の検討が始まった。これからの作業療法にもきっと興奮と感動があるのだと期待を込めて日々努力したい。

(小林)

本誌に関するご意見、お問合せがございましたら下記までご連絡下さい。  
E-mail kikanshi@jaot.or.jp

---

### 平成26年1月1日現在の作業療法士

有資格者数 65,935 名

会員数 47,893 名 (組織率 72.6%)

認定作業療法士数 657 名 専門作業療法士数 57 名

養成校数 182 校 (195 課程) 入学定員 7,285 名 (平成25年度現在)

■協会ホームページアドレス <http://www.jaot.or.jp>

■ホームページのお問い合わせ先 E-mail [webmaster@jaot.or.jp](mailto:webmaster@jaot.or.jp)

---

### 日本作業療法士協会誌 第23号 (年12回発行)

2014年2月15日発行

定価 500 円

□広報部 機関誌編集委員会

委員長：荻原 喜茂

委 員：香山 明美、土井 勝幸、小林 毅、岡本 宏二、多良 淳二、四方田 江里子、河原 克俊

制作スタッフ：宮井 恵次、大胡 陽子、井上 芳加

□求人広告：1/4 頁 1 万 3 千円 (賛助会員は割引あり)

発行所 〒111-0042 東京都台東区寿 1-5-9 盛光伸光ビル

一般社団法人 日本作業療法士協会 (TEL.03-5826-7871 FAX.03-5826-7872)

表紙デザイン 渡辺美知子デザイン室 / 制作・印刷 株式会社サンワ

---





おいしかった。  
うれしかった。

片手でつくった玉子焼き。

ある病気で右半身が麻痺となったかずこさん。  
大好きな料理は、もうあきらめていました。

「今度、一緒に玉子焼きをつくりませんか。」

作業療法士がそう声をかけると、

「ムリですよ。今の私には。」

「方法があります。やってみましょうよ。」

そして当日。エプロンをつけて台所へ。

玉子をわり、溶いて、まぜて、フライパンへ。

片手でもけっこう器用にできて、

半年ぶりの玉子焼きづくりは、みごと、成功。

少し形はゆがんだけれど、

楽しくて、おいしくて、

何よりできたことが嬉しくて、

かずこさんの目には涙がうかんでいました。

「次は一緒に何をつくりましょうか。」

自分を生かす作業と出会う。

ここからだが元気になる。

作業療法は、そんな

リハビリテーションの技術です。

のびたは作業をするとき  
元気になるまで

一般社団法人



日本作業療法士協会

Japanese Association of Occupational Therapists

[www.jaot.or.jp](http://www.jaot.or.jp)



